

## 第 5 章 立地適正化計画

## 第1節 立地適正化計画について

### 1 まちづくりの基本理念と将来都市構造

「つくば市立地適正化計画」のまちづくりの基本理念及び将来都市構造は、「つくば市都市計画マスタープラン」と同じとします。

#### まちづくりの基本理念

ともにつくる “持続可能都市” つくば  
～地域の資源を次世代に継承し、世界に発信するまち～

#### 将来都市構造

拠点連携型持続可能都市

## 2 計画の基本的な方針

### (1) 機能的な市街地の形成

#### 1) 広域的な拠点の形成

将来都市構造において広域中心拠点として位置付けたつくば駅周辺（つくば中心市街地）及び研究学園駅周辺（葛城地区）については、高度な都市機能の集積による拠点の利便性の向上と、高密度な居住の誘導を図りながら広域的な核として、市全体の活力・にぎわいの創出を推進します。

#### 2) 地域の核となる生活拠点の形成

将来的な人口減少や高齢化の進行を見据え、市内各地域の生活拠点へ生活サービス機能の維持・集積を進めるとともに、徒歩や自転車、公共交通を用いて拠点に容易にアクセスできるエリアへの定住を促進します。

また、地域コミュニティゾーンについても、生活拠点と連携しつつ、住民コミュニティを維持・強化することで、持続可能な地域づくりを目指します。

### (2) 拠点へとつながるネットワークの構築

「つくば市地域公共交通計画」と連携し、将来都市構造における主要なネットワークである鉄道及び主要なバス路線をはじめ、各拠点や地域、集落の相互連携を充実化し、持続可能な都市経営を推進します。

### (3) 災害に強いまちづくりの推進

市街地内の一部地域においては、土砂災害や河川の洪水などによる被害が想定されていることから、被害を最小限に留めるため、住民が安心・安全に生活できる災害に強いまちづくりを推進します。

### 3 誘導区域と誘導施設の設定方針

将来都市構造を実現するためには、市街地を中心とした居住の誘導を進めるとともに、都市機能を集積させ、それらを公共交通ネットワークで結ぶことが必要です。一方、広い地域に市街地が分散しているつくば市の特徴を踏まえると、今後人口減少社会を迎える中で、中心市街地に限らずそれぞれの地域が持続していくためには、拠点等に居住の集積を図る中であっても、高密度な市街地への居住だけでなくゆとりある田園地域への居住や子育て世代の郊外居住など、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方が選択できる都市を目指すことが必要です。

このようなことから、拠点とネットワークによる将来都市構造や都市基盤の状況などの地域特性、地域の成り立ち等を考慮し、既存の生活利便機能や都市基盤などのストック活用を基本としながら、それぞれの地域特性に応じた居住環境の維持・形成を推進するため、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設を定めます。

## 第2節 居住誘導区域

### 1 居住誘導区域の考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、市街化区域に設定するものです。

居住誘導区域については、以下の3つの視点に基づき設定します。

#### 視点①：既存の土地利用との整合

- 非住居系用途地域や地区計画により居住が制限されている区域は除外します。

#### 視点②：安全な市街地の形成

- 土砂災害特別警戒区域等、災害等の危険性が高い区域は、居住誘導区域として不適であるため、原則として除外します。

#### 視点③：公園・緑地等の保全

- 公園・緑地や歴史文化遺産等の区域は、今後とも保全していくことが重要であるため、除外します。

## 2 居住誘導区域の設定

将来都市構造において定めた拠点や区域、居住誘導区域の考え方を考慮し、以下のフローに基づき、居住誘導区域を設定します。

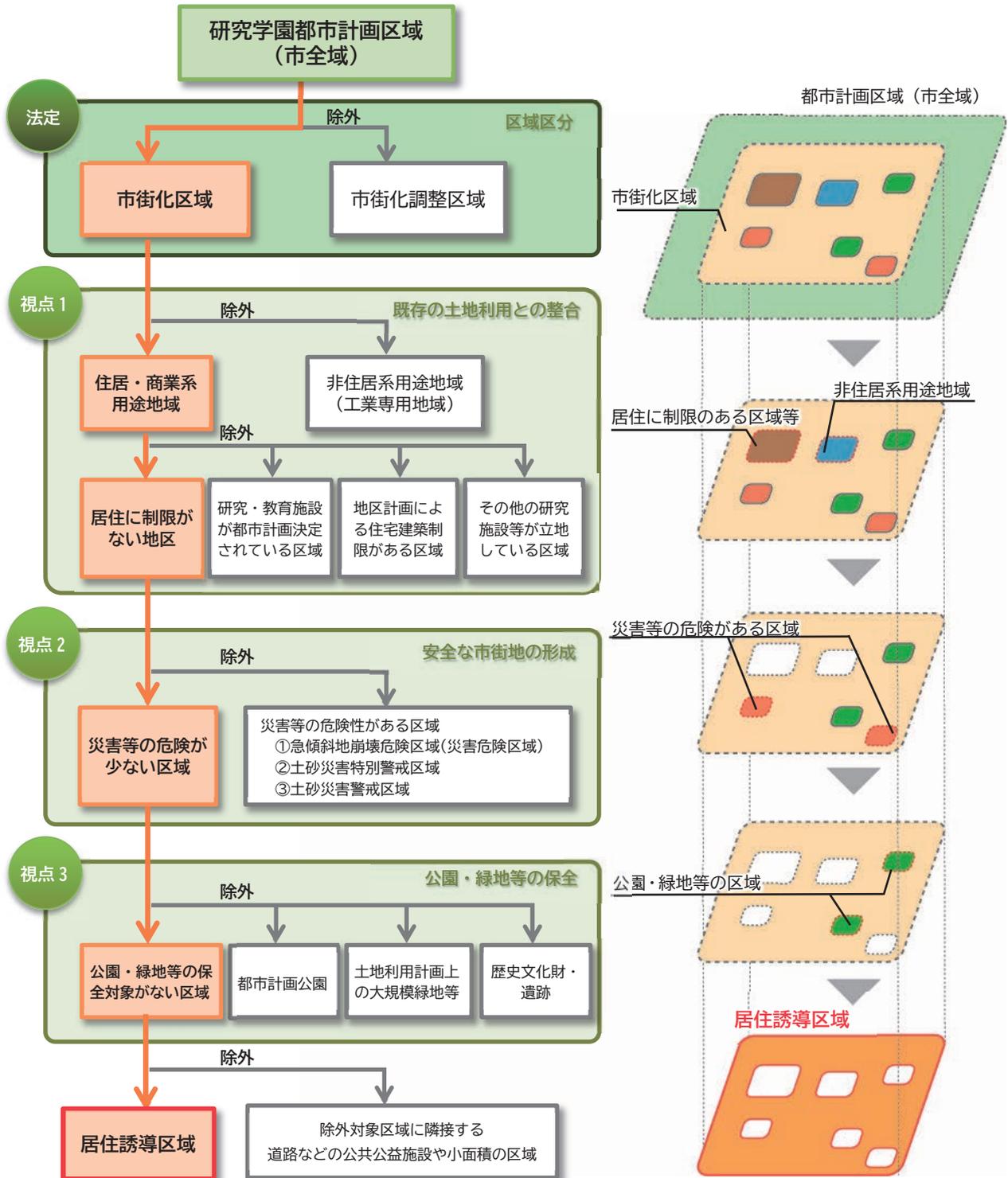
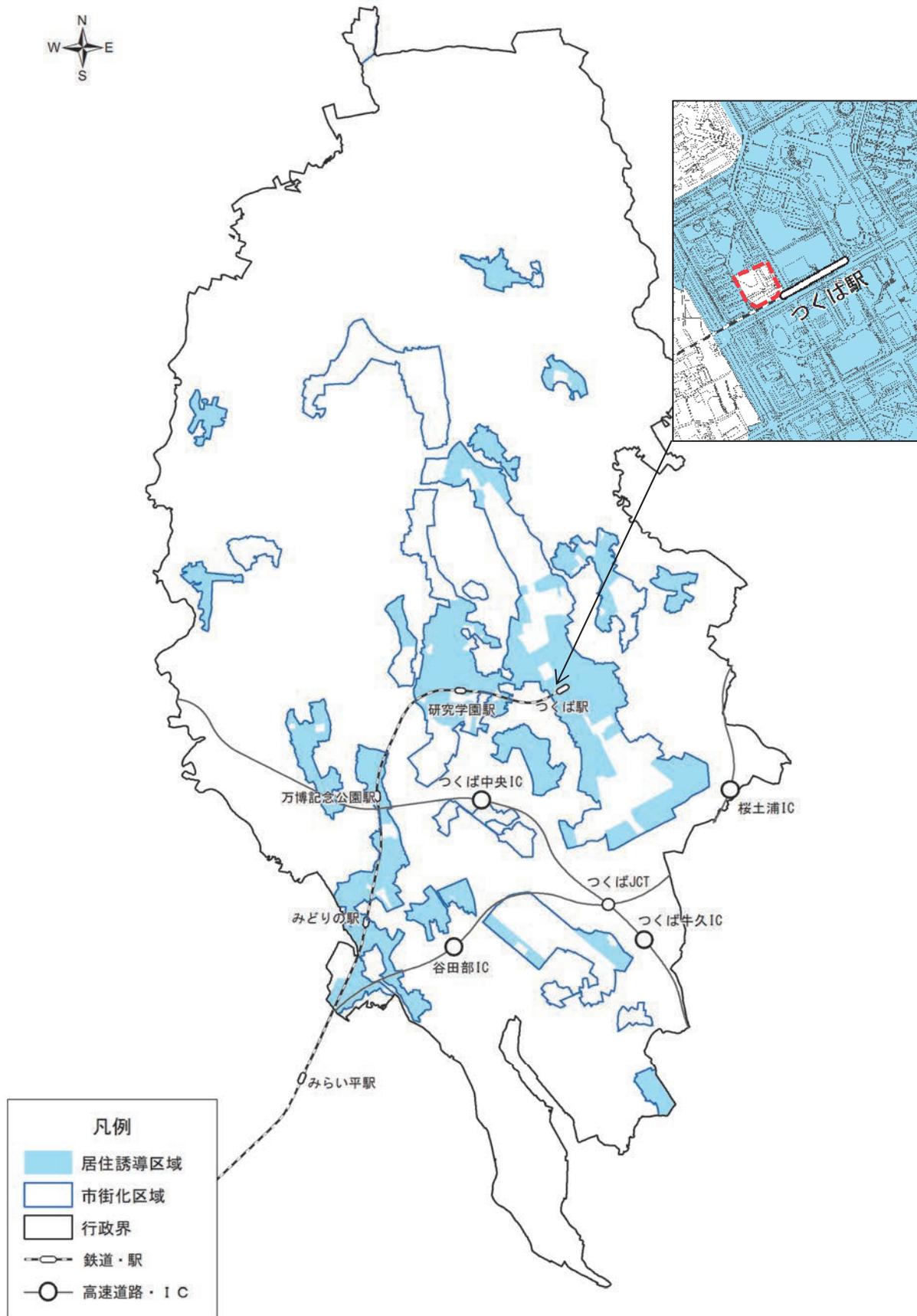


図 居住誘導区域の設定フロー

※設定フローの詳細は資料編に掲載しています。

### 3 居住誘導区域の設定図



※赤点線の区域については吾妻第四地区地区計画の決定に伴い新たに除外しました（視点1）。  
 ※詳細図は資料編に掲載しています。

## 4 居住誘導区域の面積と人口

### (1) 市街化区域に対する居住誘導区域の割合

市域全体	市街化区域	居住誘導区域	
面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	市街化区域に対する割合(%)
28,372	5,347	3,002.8	56.2

### (2) 居住誘導区域の人口と人口密度

	人口(人)	人口密度(人/ha)
市域全体	241,656	8.5
市街化区域	138,157	25.8
居住誘導区域	134,713	44.9

	人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
(参考)市街化調整区域	103,499	23,025	4.5

※「令和2年国勢調査」、「令和4年度都市計画基礎調査」をもとにGISにより算出

## 第3節 都市機能誘導区域

### 1 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、拠点連携型持続可能都市への転換に向けて、「医療・福祉・商業等の都市の居住者に必要な施設の立地を誘導すべき区域」であり、誘導した施設によるサービスの効率的な提供を図る区域です。

「つくば市立地適正化計画」のおおむね5年ごとの評価・見直しを見据え、実現可能な範囲として都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域を設定するに当たり、以下の4つの視点に基づき設定します。

**視点①：人口密度・居住誘導区域との関係性**

●人口密度が1ha当たり40人以上である居住誘導区域内又はそれらと一体的な区域とします。

**視点②：公共交通の結節機能**

●公共交通の結節機能（鉄道駅、バス停等）を有する区域とします。

**視点③：都市機能の誘導・維持の必要性**

●高度かつ多様な都市機能の誘導及び維持、並びに都市再生の必要性を考慮します。

**視点④：事業実施の状況及び必要性**

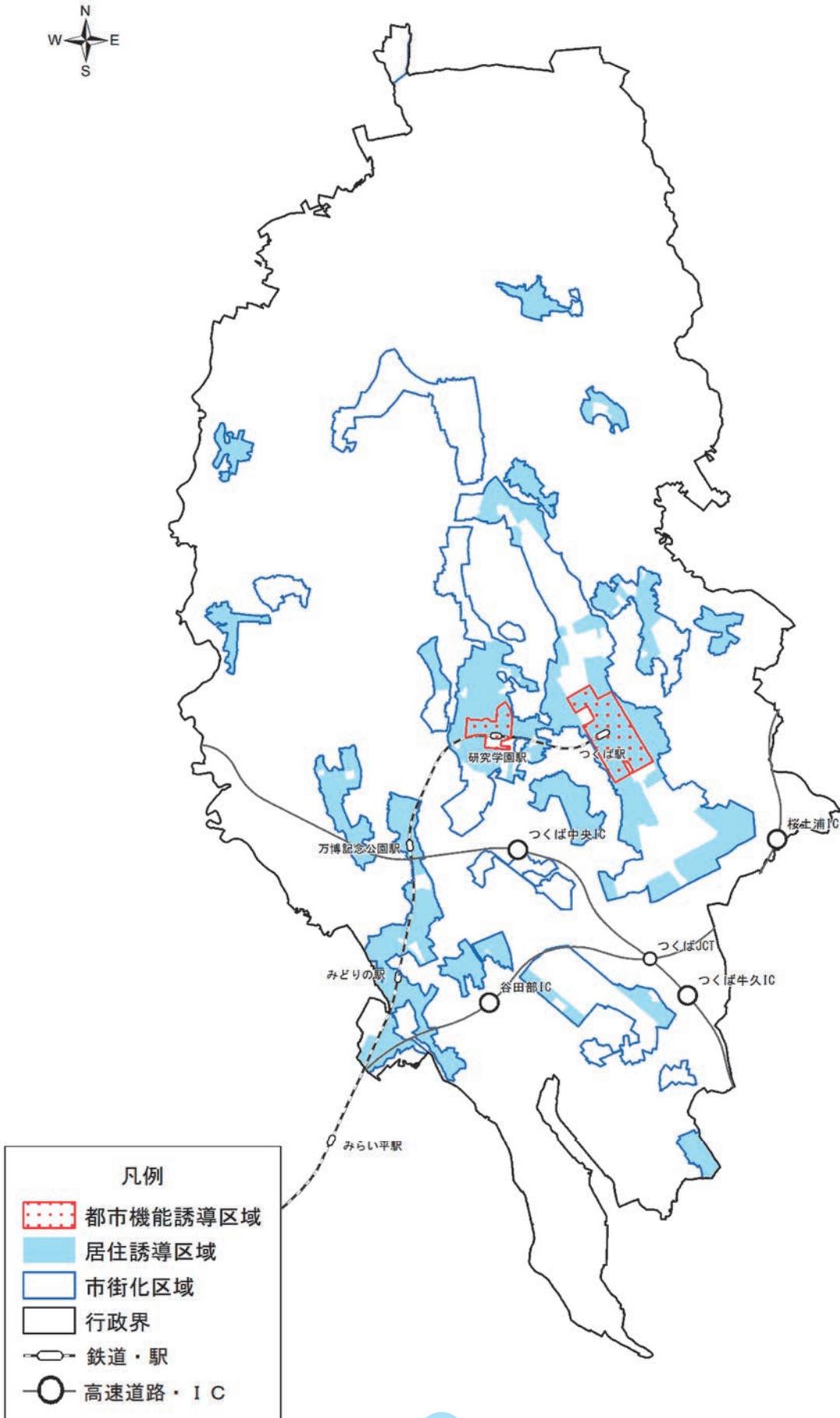
●都市基盤整備を行う都市構造再編集中支援事業等の状況及び今後の必要性を考慮します。

### 2 都市機能誘導区域の設定

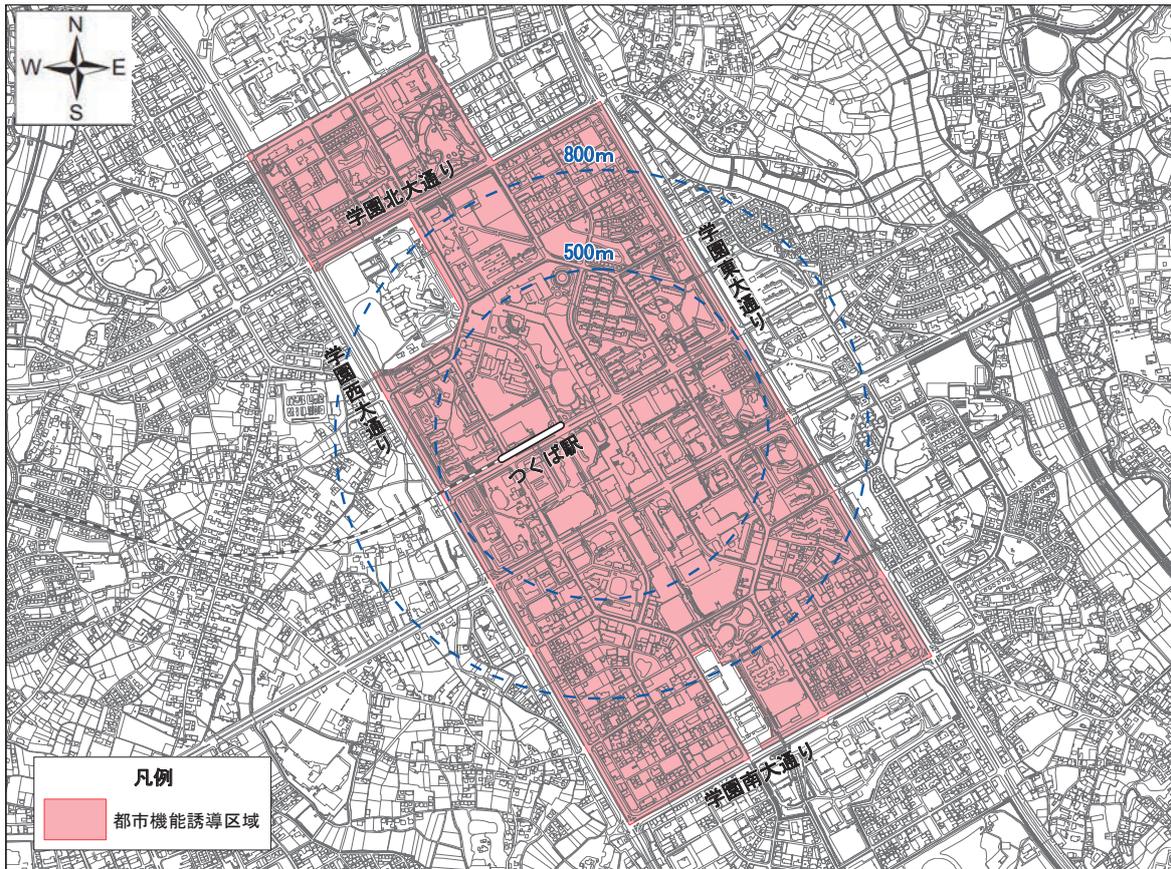
都市機能誘導区域の考え方に基づき、公共交通機能の状況、人口密度、市街化区域に対する割合、都市の再生を実施すべき地域として、将来都市構造において広域中心拠点として位置付けたつくば駅周辺（つくば中心市街地）と研究学園駅周辺（葛城地区）に都市機能誘導区域を設定します。

将来都市構造における位置付け	区域の名称	設定の考え方	設定地区
広域中心拠点	都市機能誘導区域	人口が集積し、多様かつ高度な都市機能、充実した都市基盤、つくば市最大の交通結節機能を有し、市域全体の持続的発展を牽引する広域的な中心となる拠点の形成を図るべき区域	つくば駅周辺 (つくば中心市街地)
		人口が集積し、市役所や消防本部等の行政施設をはじめとする高度な都市機能、高い交通結節機能を有し、本市の副都心的な機能を担う広域的な中心となる拠点の形成を図るべき区域	研究学園駅周辺 (葛城地区)

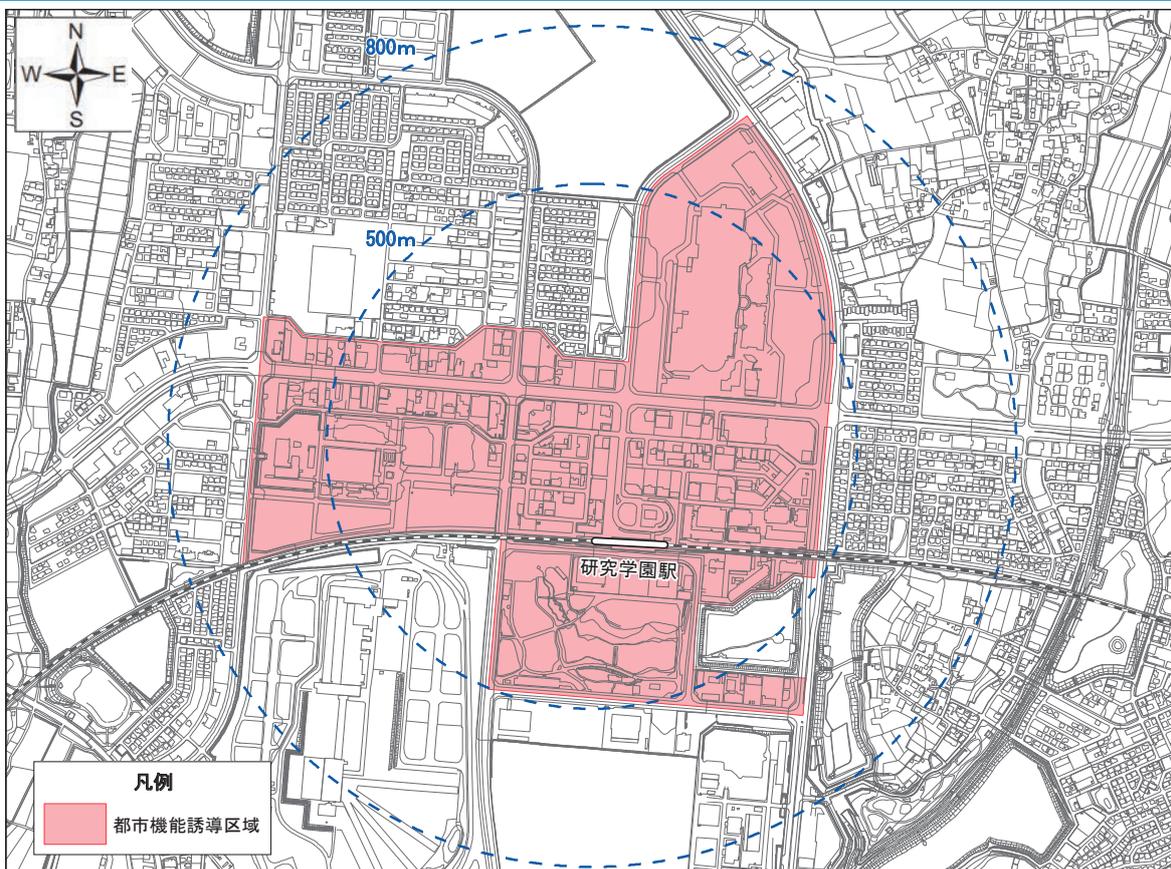
### 3 都市機能誘導区域の設定図



(1) つくば駅周辺



(2) 研究学園駅周辺



## 4 都市機能誘導区域の面積

### (1) 市街化区域・居住誘導区域に対する都市機能誘導区域の割合

	市域全体	市街化区域	居住誘導区域	都市機能誘導区域
面積(ha)	28,372	5,347	3,002.8	276.0
市街化区域に対する都市機能誘導区域の割合(%)				5.2
居住誘導区域に対する都市機能誘導区域の割合(%)				9.2

## 第4節 誘導施設

都市の居住者に必要な施設で、都市機能の増進に寄与するもののうち、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設(以下、誘導施設)として、以下のとおり設定します。

### I 誘導施設

#### (1) 設定方針

誘導施設とは、医療、福祉、商業等、居住者の利便性確保に必要な施設であって、都市機能誘導区域に立地を誘導するものをいいます。

誘導施設については、都市機能誘導区域を定めたつくば駅周辺(つくば中心市街地)及び研究学園駅周辺(葛城地区)が広域中心拠点であることを考慮するとともに、それぞれの地区の特性に応じて立地することが望ましい施設を設定します。

#### (2) 誘導施設の設定

設定方針に基づき、誘導施設を以下のとおり設定します。

機能	施設 (定義等)	立地状況	
		つくば駅 周辺	研究学園駅 周辺
商業機能	百貨店や総合スーパー等の小売店 (店舗面積：5,000㎡以上、日本標準産業分類等による区分)	○	○
児童福祉 機能	子育て支援施設 (都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に定める乳幼児一時 預かり施設、こども送迎センター)	●	●
	児童発達支援センター (児童福祉法第43条)	●	●
教育機能	大学 (学校教育法第1条)	○	●
	専修学校 (学校教育法第124条)	○	●
	図書館 (図書館法第2条第1項)	○	●
文化・ 交流機能	美術館・博物館 (博物館法第2条)	○	●
	地域交流センター又は同等の機能を持つ公共施設 (つくば市地域交流センター条例第3条に定める事業を行う施設)	○	○
	つくば市民センター (つくば市民センター条例に定める施設及びそれらに相当する機 能(会議室等)を有する施設)	○	●
	多目的ホール (コンサートやスポーツ等のイベント等に使用される施設)	○	●

機能	施設 (定義等)	立地状況	
		つくば駅 周辺	研究学園駅 周辺
医療機能	特定機能病院 (医療法第4条の2)	●	●
	地域医療支援病院 (医療法第4条)	○	●
健康機能	体育館(観客席あり)	○	●
産業・ 業務機能	産業振興センター (つくば市産業振興センター条例)	○	●
行政機能	市役所(本庁舎) (つくば市役所の位置を定める条例に定めるつくば市役所) 窓口センター (つくば市行政組織規則に定める窓口センター)	○	○

○:すでに立地しており、今後も維持を図る施設

●:今後積極的に立地の誘導を図る施設

## 2 誘導施設以外の必要な施設

居住誘導区域内の生活利便性の向上のため、日常生活に必要な施設をはじめ、以下の施設の誘導を図ります。また、住民の生活を支える拠点としての機能強化により、市街地周辺のコミュニティも含めた地域全体の活性化を目指します。

機能	主な施設
行政機能	出張所等
商業機能	スーパー・ドラッグストア・コンビニ等の小売店、ホテル等
金融機能	銀行、郵便局、農業協同組合等
児童福祉機能	子育て支援センター、地域子育て支援拠点、保育所、認定こども園、児童館、児童クラブ等
高齢者福祉機能	通所系施設、訪問系施設、入所系施設等
教育機能	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
文化・交流機能	市民ホール、交流センター・会議室等の交流施設等
医療機能	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)、診療所、薬局等
健康機能	保健センター、体育館・テニスコート等の体育施設、スポーツジム等
防犯・防災機能	警察署、交番、駐在所、消防署、消防署(分署)等
公園機能	都市公園等

## 第5節 誘導施策（計画の実現に向けた取り組み）

### 1 誘導施策の基本的な考え方

つくば市の人口は、昭和62年（1987年）の市誕生以来増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の地域別将来推計人口（令和5年推計）では令和22年（2040年）にピークを迎えるとされている一方で、つくば市未来構想においては令和30年（2048年）までの人口増を目標としています。しかし、市内でも周辺部などでは人口減少、少子高齢化の傾向にあります。

「つくば市公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら、公的不動産を活用して戦略的に都市機能や居住の誘導を図っていくとともに、今後も市民一人ひとりにとって暮らしやすく、住み続けたいと思えるような居住環境の維持・向上に向けて、以下の各種施策に取り組んでいきます。

### 2 居住誘導に関する施策

#### (1) 居住誘導施策の方針

居住誘導区域に居住を誘導するため、住宅施策や中心市街地の住環境施策とともに、居住環境を維持・向上させるための交通施策や基盤整備事業等の施策を実施します。

歩行者や自転車の利用環境を充実することで、健康面の向上やにぎわいの形成を図ります。

周辺市街地に加え、周辺部の集落や住宅団地の持続可能なコミュニティ形成・強化のため、日常生活の核となる拠点の形成・維持を図ります。

#### (2) 居住誘導施策

住環境に関する施策として、以下の項目について実施していきます。

項目	施策
住宅施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家の適正管理と有効活用</li> <li>● サービス付き高齢者向け住宅事業の促進</li> <li>● 防災・減災対策と連携した安心・安全な居住環境の確保</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市街地の住環境施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家公務員宿舎跡地の適正誘導</li> <li>● 地区計画・景観協定等による街並み誘導</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
周辺市街地等の振興施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における生活拠点の機能強化</li> <li>● 地域再生プラットフォームの活動支援</li> <li>● 地域提案型既成市街地振興事業</li> <li>● つくば R8 地域活性化プランの支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画道路、市道の整備・改善</li> <li>● 都市公園の整備・改善</li> <li>● 上下水道の整備・改善</li> <li>● 防災機能の強化</li> <li>● 無電柱化の推進</li> <li>● その他公共施設等の新たな整備</li> <li>● インフラ施設の効率的な維持管理と社会情勢の変化に対応した資産保有量の適正化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

項目	施策
交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通結節機能の向上</li> <li>● 公共交通ネットワークの強化</li> <li>● 幹線+支線システムによる地域公共交通網の改編</li> <li>● つくば市地域公共交通計画に基づく施策の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
国の制度や市の事業 (今後の検討が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市構造再編集中支援事業をはじめとする各種事業の実施</li> <li>● 居住誘導区域内への移転支援</li> <li>● 居住誘導区域内の不動産取得費用支援</li> <li>● 用途地域等各種都市計画の決定・変更</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 3 都市機能誘導に関する施策

#### (1) 都市機能誘導施策の方針

都市機能の増進には、誘導施設の誘導・整備のみならず、施設を利用するに当たって必要となる公共交通や周辺の基盤整備等が不可欠であることから、市街地の機能充実や公共交通施策をはじめとする施策を実施します。

#### (2) 都市機能誘導施策

都市機能誘導施策として、以下の項目について実施していきます。

項目	施策
市街地の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業・産業振興</li> <li>● エリアマネジメント体制の構築・運営支援</li> <li>● パブリックスペースを活用したイベント開催等による賑わい創出</li> <li>● 公的不動産等既存ストックの有効活用</li> <li>● 子育て支援機能の充実</li> <li>● 空き家・空き店舗等の活用支援</li> <li>● 公共施設等の適切な維持・管理</li> <li>● 公共施設の適正配置や集約化・複合化等による施設整備の推進</li> <li>● 公共施設跡地利用の促進</li> <li>● 大規模未利用地の適正な土地利用誘導</li> <li>● 用途地域等各種都市計画の決定・変更</li> <li>● 届出制度による誘導</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
基盤施設の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行空間・自転車利用環境の整備</li> <li>● 道路等の都市基盤施設の維持・改修・更新</li> <li>● 無電柱化の推進</li> <li>● 上下水道の維持・改修・更新</li> <li>● 防災機能の強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
公共交通の推進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通ネットワークの強化</li> <li>● つくばエクスプレスの利用促進</li> <li>● 幹線+支線システムによる地域公共交通網の改編</li> <li>● つくば市地域公共交通計画に基づく施策の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
国の制度や市の事業 (今後の検討が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市構造再編集中支援事業をはじめとする各種事業の実施</li> <li>● 税制措置</li> <li>● 民間都市開発推進機構による金融支援</li> <li>● まちづくり会社の設立及び支援</li> <li>● 公的不動産の民間活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 第6節 前回計画における目標の達成状況

「つくば市立地適正化計画」は20年後を見据えた長期的な視点に基づく計画ですが、将来都市構造の実現に向けては、おおむね5年ごとに誘導施策等の進捗状況の評価・検証を行い、計画について適切な進捗管理を行う必要があります。

平成30年(2018年)に策定した当初の「つくば市立地適正化計画」における施策等の効果を検証するため、当該計画に定めた目標に係る現況値を以下に整理しました。

### I 居住の誘導に関する指標

#### (1) 居住誘導区域内の人口密度の向上

評価：順調

(令和2年国勢調査人口より算出)



#### (2) 市全体人口に対する居住誘導区域内の人口割合の増加

評価：順調

(令和2年国勢調査人口より算出)



※ ( ) 内の数字は今回の計画における指標値の算出精度向上後の算出方法によるもの。

## 2 都市機能の誘導に関する指標

### (1) 都市機能誘導区域内の誘導施設等数の割合増加

評価：ほぼ同程度

(令和4年度の現況より算出)



※本指標には誘導施設以外の施設も含んでいたため、今回の計画では、「都市機能誘導区域内の誘導施設等数の増加」から「都市機能誘導区域内の誘導施設数の増加」に変更しています。

## 3 公共交通に関する指標

### (1) バス停カバー圏域(500m)人口割合の向上(市内全域)

評価：順調

(令和2年国勢調査人口・バス停位置より算出)



※つくば市地域公共交通計画における目標値との整合を図るため、今回の計画では、「市内全域」から「居住誘導区域内・都市機能誘導区域内」のバス停カバー圏域(500m)人口割合に変更しています。

## 参考 届出件数

「つくば市立地適正化計画」公表後(平成31年(2019年)1月以降)に行われた、住宅・誘導施設の立地に係る法に基づく届出件数は以下のとおりです。

### (1) 居住誘導区域外における開発行為等の届出件数(住宅等)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	1	14	9	16	28	34

### (2) 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為等の届出

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	0	4	4	2	7	3

※令和3年及び令和4年に百貨店や総合スーパー等の小売店に係る届出が1件ずつあったことを除き、いずれも子育て支援施設に係る届出。

## 第7節 目標値の設定（評価指標）

「つくば市立地適正化計画」における目標値を以下に定めます。おおむね5年ごとに行う評価を踏まえた適切な進捗管理のもと、誘導施策の実施をはじめとする多種多様な取り組みによりまちづくりを進めることで、将来都市構造の実現を目指します。

### 1 居住の誘導に関する指標

居住誘導施策の推進等により、居住誘導区域への人口集積を進めます。

#### (1) 居住誘導区域内の人口密度の向上

現状	目標
令和2年（2020年）	令和27年（2045年）
44.9人/ha	50.5人/ha（社人研人口推計） 61.1人/ha（未来構想目標人口）

#### (2) 市全体人口に対する居住誘導区域内の人口割合の増加

現状	目標
令和2年（2020年）	令和27年（2045年）
55.7%	58.7%（社人研人口推計） 63.2%（未来構想目標人口）

### 2 都市機能の誘導に関する指標

#### (1) 都市機能誘導区域内の誘導施設数の増加

都市機能誘導施策の推進等により、多様な都市機能が集積した広域中心拠点の形成を進めます。

現状	目標
令和6年（2024年）	令和27年（2045年）
21施設	22施設

※人口に関わる指標は国勢調査の実施時点である令和2年を基準としているが、本指標については令和6年3月31日時点とする。

### 3 公共交通に関する指標

#### (1) 居住誘導区域内・都市機能誘導区域内のバス停カバー圏域（500m）人口割合の向上

「つくば市地域公共交通計画」と連携し、交通利便性の高い市街地形成と人口集積を進めます。

現状	目標
令和2年（2020年）	令和27年（2045年）
43.5%	49.5%

## 第8節 届出

### 1 居住誘導区域外における開発行為等の届出

居住誘導区域外において、以下に示す一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、市に届け出なければなりません。(法第88条第1項)

#### 開発行為

- ① 3戸以上の住宅<sup>\*</sup>の建築目的の開発行為をしようとする場合
- ② 1戸又は2戸の住宅<sup>\*</sup>の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のものをしようとする場合

・①の例示・・・・・・・・・・届出が必要  
(住宅や共同住宅3戸の開発行為)



・②の例示・・・・・・・・・・届出が必要  
(敷地面積1,300㎡で1戸の開発行為)



・届出が不要の例示・・・・・・・・届出は不要  
(敷地面積800㎡で2戸の開発行為)



#### 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅<sup>\*</sup>を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅<sup>\*</sup>にしようとする場合

・①②の例示・・・・・・・・・・届出が必要  
(住宅や共同住宅3戸の建築行為)



・届出が不要の例示・・・・・・・・届出は不要  
(1戸の建築行為)



<sup>\*</sup>住宅とは、戸建て住宅、共同住宅等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。また、農林漁業を営む者の住宅等は届出の対象外です。

(国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」より作成)

## 2 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為等の届出

都市機能誘導区域外において、以下に示す誘導施設を有する建築物の開発行為等を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、市に届け出なければなりません。(法第108条第1項)

### 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

### 開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物にしようとする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物にしようとする場合

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、これらの行為をしようとする日の30日前までに、市への届出が義務付けられます。(法第108条の2第1項)

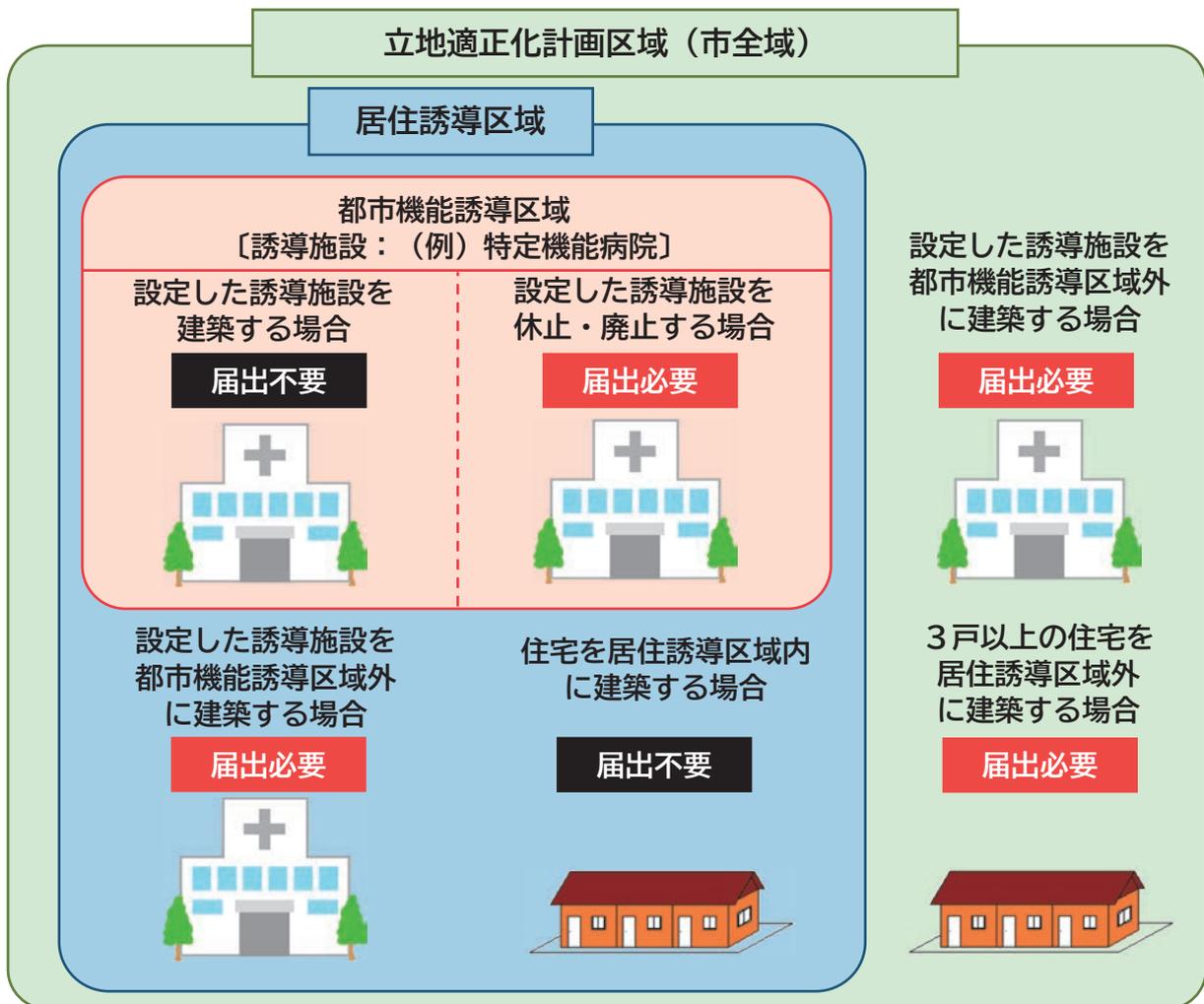


図 届出制度のイメージ

## 第9節 防災指針

### 1 防災指針の考え方

防災指針とは、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため立地適正化計画において定める方針です。居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避又は低減させるため、必要な防災・減災対策の計画的な実施が求められることから、リスクに対する取組方針及び具体的な防災対策・安全確保策を示し、安全なまちづくりの指針となるものです。

防災指針の検討フローを以下に示します。

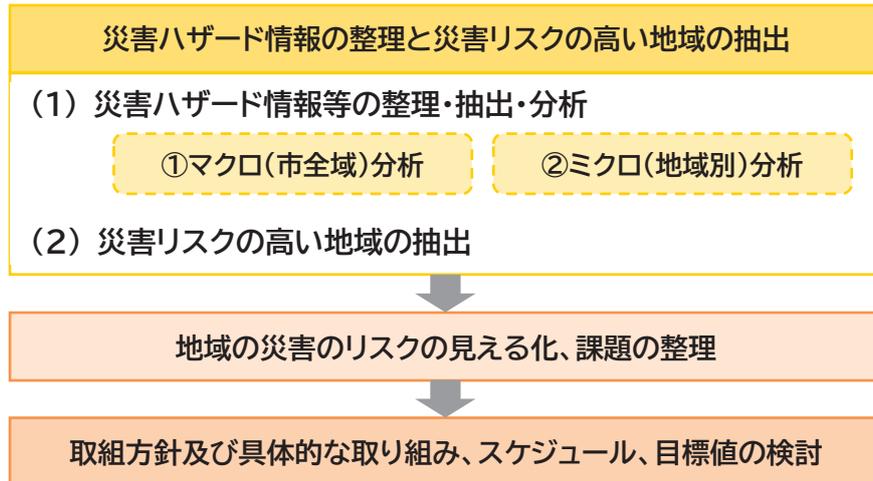


図 防災指針の検討フロー

検討に当たっては、「つくば市国土強靱化地域計画」及び「つくば市地域防災計画」に示された防災・減災対策との整合性に留意し調和するものとします。

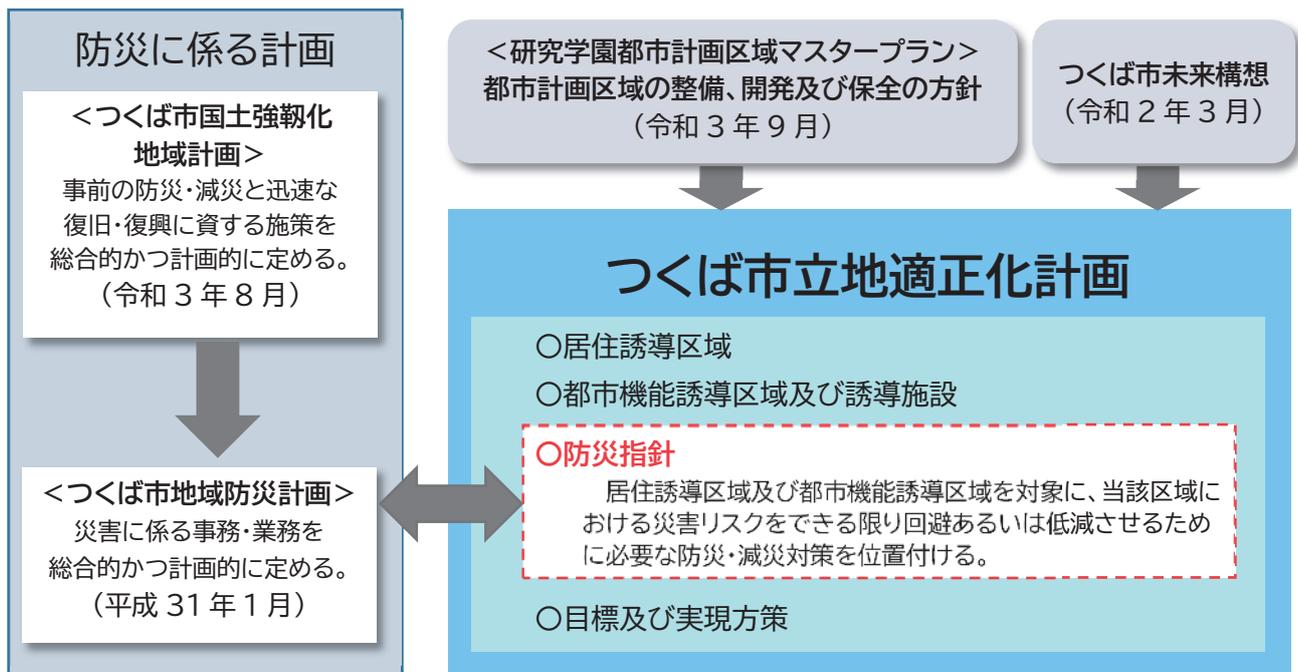


図 防災指針の位置付け

## 2 居住誘導区域等における災害リスク分析

### (1) 災害ハザード情報の整理

#### 1) 災害リスク分析の対象

防災指針では、「立地適正化計画作成の手引き(国土交通省都市局都市計画課・令和5年3月改訂)」に示された災害を対象として、これまでに公表されている災害ハザード情報をもとに災害リスク分析を行います。

表 災害リスク分析の対象

災害種別		所管	対象	ハザード名	規模等	
水害	洪水 (外水氾濫)	小貝川	国交省	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模
				○	浸水継続時間	
				○	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)	
				○	洪水浸水想定区域	
		桜川【河口(土浦市) ～桜橋(田土部)】	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模
				○	浸水継続時間	
				○	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)	
				○	洪水浸水想定区域	
		桜川【桜橋(田土部) ～JR水戸線(桜川市)】	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模
				○	浸水継続時間	
		谷田川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模
				○	浸水継続時間	
	蓮沼川・水堀川・葛城川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模	
	稻荷川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模	
	花室川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模	
	小野川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模	
西谷田川・高岡川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模		
乙戸川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模		
男女の川・逆川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模		
上備前川	茨城県	○	洪水浸水想定区域	想定最大規模		
雨水出水(内水氾濫)	-	-	内水ハザードマップ未作成			
津波	-	-	想定対象地域外			
高潮	-	-	想定対象地域外			
土砂災害	茨城県	○	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)			
		○	急傾斜地崩壊危険区域			
		○	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)			

※市内に上備前川、乙戸川の流域はありませんが、関係する浸水想定区域が指定されています。



## (2) 災害リスクの抽出、分析

洪水（外水氾濫）及び土砂災害を検討対象とし、ハザードマップなどを基に想定される災害リスクについて、居住誘導区域に重点的に着目して整理・把握します。

### 1) 洪水（外水氾濫）

#### ① 想定最大規模降雨による洪水浸水リスク（P196）

想定最大規模とは、想定される最大規模の降雨による洪水リスクをいいます。

浸水予測結果は以下のとおりです。

表 想定最大規模による洪水浸水リスクの整理

河川	居住誘導区域における 浸水想定の有無	居住誘導区域
小貝川	あり	吉沼地区（P206） 上郷地区（P207）
桜川	あり	北条地区（P208） 小田地区（P209） 栄地区（P210）
谷田川	あり	谷田部地区（P211） 島名・福田坪地区（P212）
西谷田川・高岡川	あり	島名・福田坪地区（P212） 萱丸地区（P213） 上河原崎・中西地区（P214）
稻荷川	なし	—
花室川	あり	竹園三丁目地区（P215） 花園地区（P215）
小野川	あり	松代地区（P216）
蓮沼川・水堀川・葛城川	あり	葛城地区（P217） 春日地区（P217）
乙戸川	なし	—
男女の川・逆川	なし	—
上備前川	なし	—

## ② 計画規模降雨による洪水浸水リスク (P197)

計画規模とは、洪水を防ぐための計画上で、対策の目標とする規模の降雨によるリスクをいいます。浸水予測は以下のとおりです。

表 計画規模による洪水浸水リスクの整理

河川	居住誘導区域における 浸水想定の有無	該当地区	リスクの概要
小貝川	あり	吉沼地区	市街地縁辺で浸水深 3.0~5.0m
		上郷地区	市街地縁辺で浸水深 3.0~5.0m
桜川 (河口~桜橋(田土部))	あり	栄地区	市街地の一部で浸水深 0.5m未滿

※利根川水系桜川(桜橋(田土部)~JR水戸線(桜川市))及び上記以外の河川についてはデータが公表されていません。

## ③ 浸水継続時間 (P198)

浸水継続時間とは、想定最大規模降雨に伴う洪水により浸水深が 0.5m を超えてから 0.5m を下回るまでの時間の最大値をいいます。浸水予測結果は以下のとおりです。

表 浸水継続時間による洪水浸水リスクの整理

河川	居住誘導区域内の 該当地区	リスクの概要
小貝川	吉沼地区	最大 72 時間(市街地縁辺のみ)
	上郷地区	最大 72 時間(市街地縁辺のみ)
桜川	北条地区	最大 24 時間
	小田地区	最大 24 時間
	栄地区	最大 24 時間
谷田川	谷田部地区	最大 12 時間
	島名・福田坪地区	最大 12 時間

※上記以外の河川についてはデータが公表されていません。

## ④ 氾濫流による家屋倒壊等リスク (P199)

堤防の決壊又は洪水氾濫流により、家屋倒壊等をもたらすような災害の発生が想定される区域は以下のとおりであり、居住誘導区域内では想定されていません。

表 氾濫流による家屋倒壊等リスクの整理

河川	範囲	該当地区
小貝川	市内	吉沼、上郷及び高良田の各一部など
	居住誘導区域	なし
桜川 (河口(土浦市)～桜橋(田土部))	市内	栄、松塚の各一部など
	居住誘導区域	なし

※利根川水系桜川(桜橋(田土部)～JR水戸線(桜川市))及び上記以外の河川についてはデータが公表されていません。

## ⑤ 河岸浸食による家屋倒壊等リスク (P200)

堤防の決壊又は洪水氾濫流により、家屋倒壊等をもたらすような災害の発生が想定される区域は以下のとおりであり、居住誘導区域内では想定されていません。

表 河岸浸食による家屋倒壊等リスクの整理

河川	範囲	該当地区
小貝川	市内	吉沼五人受の一部
	居住誘導区域	なし
桜川 (河口(土浦市)～桜橋(田土部))	市内	栗原、上野の各一部など
	居住誘導区域	なし

※利根川水系桜川(桜橋(田土部)～JR水戸線(桜川市))及び上記以外の河川についてはデータが公表されていません。

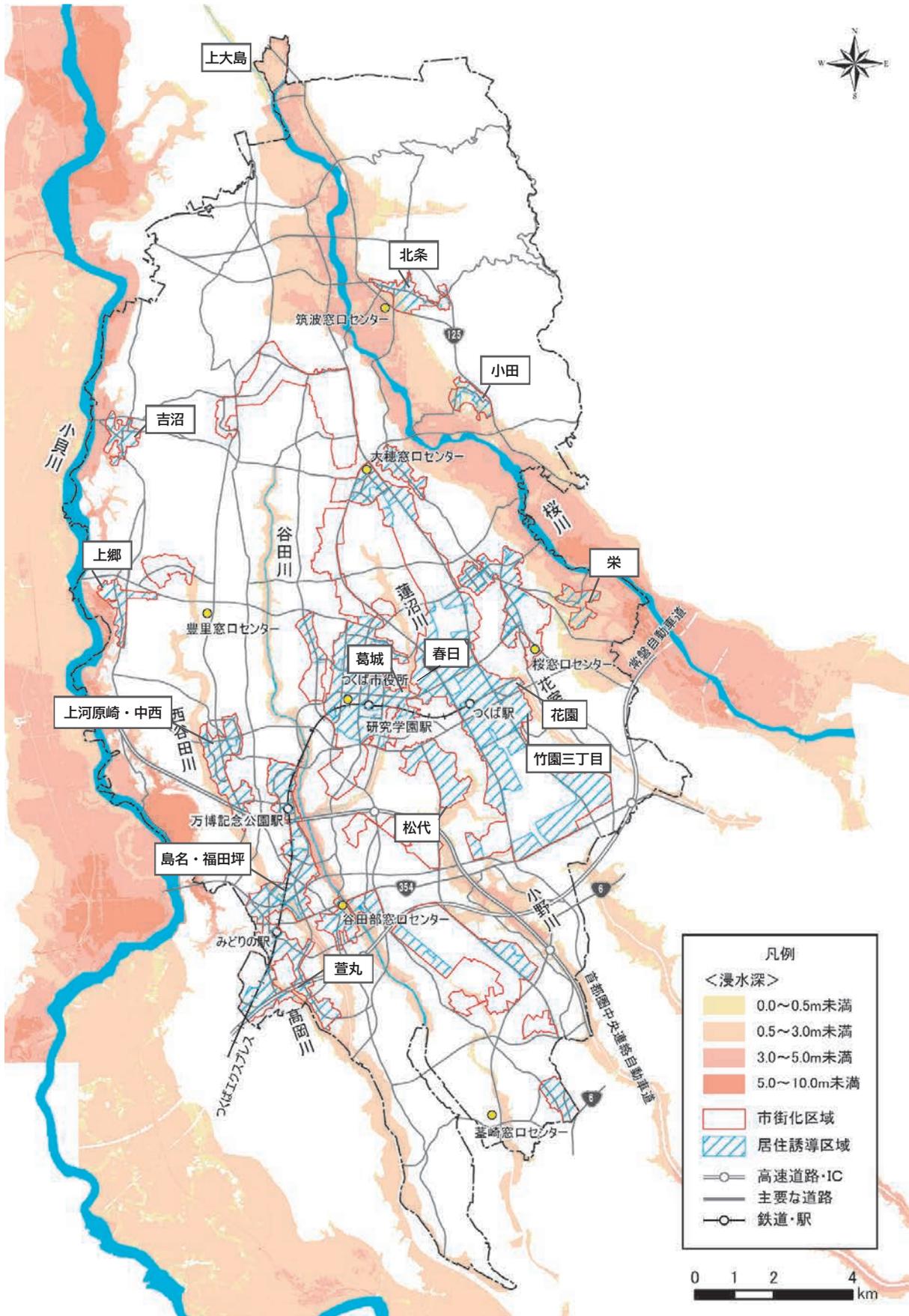


図 想定最大規模による洪水浸水リスク（浸水想定区域）

（国及び茨城県公表資料（令和6年4月1日時点）より作成）

※河川による浸水想定が重複する箇所については、最大となる浸水深により示しています。

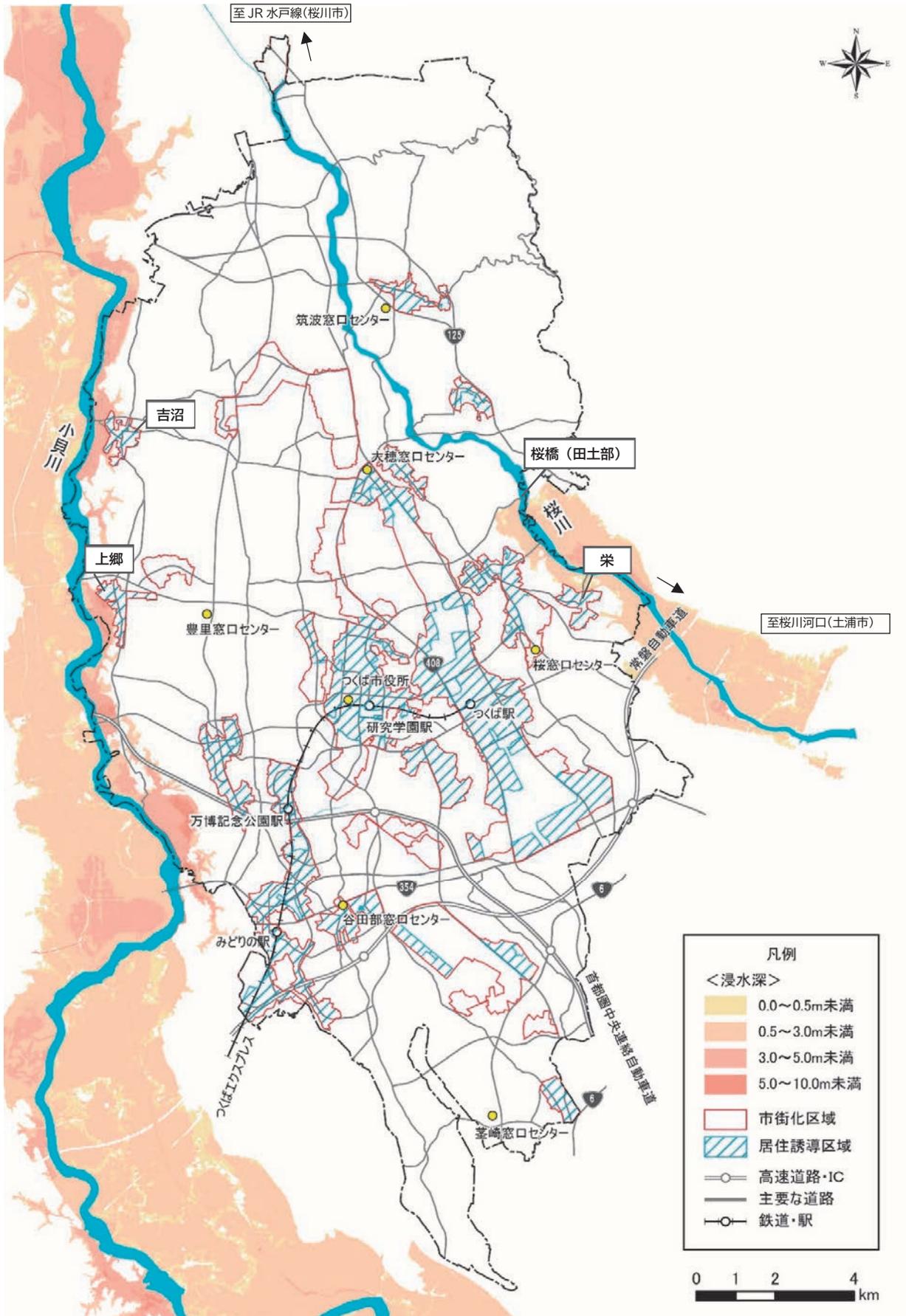


図 計画規模による洪水浸水リスク（浸水想定区域）

（国及び茨城県公表資料（令和6年4月1日時点）より作成）

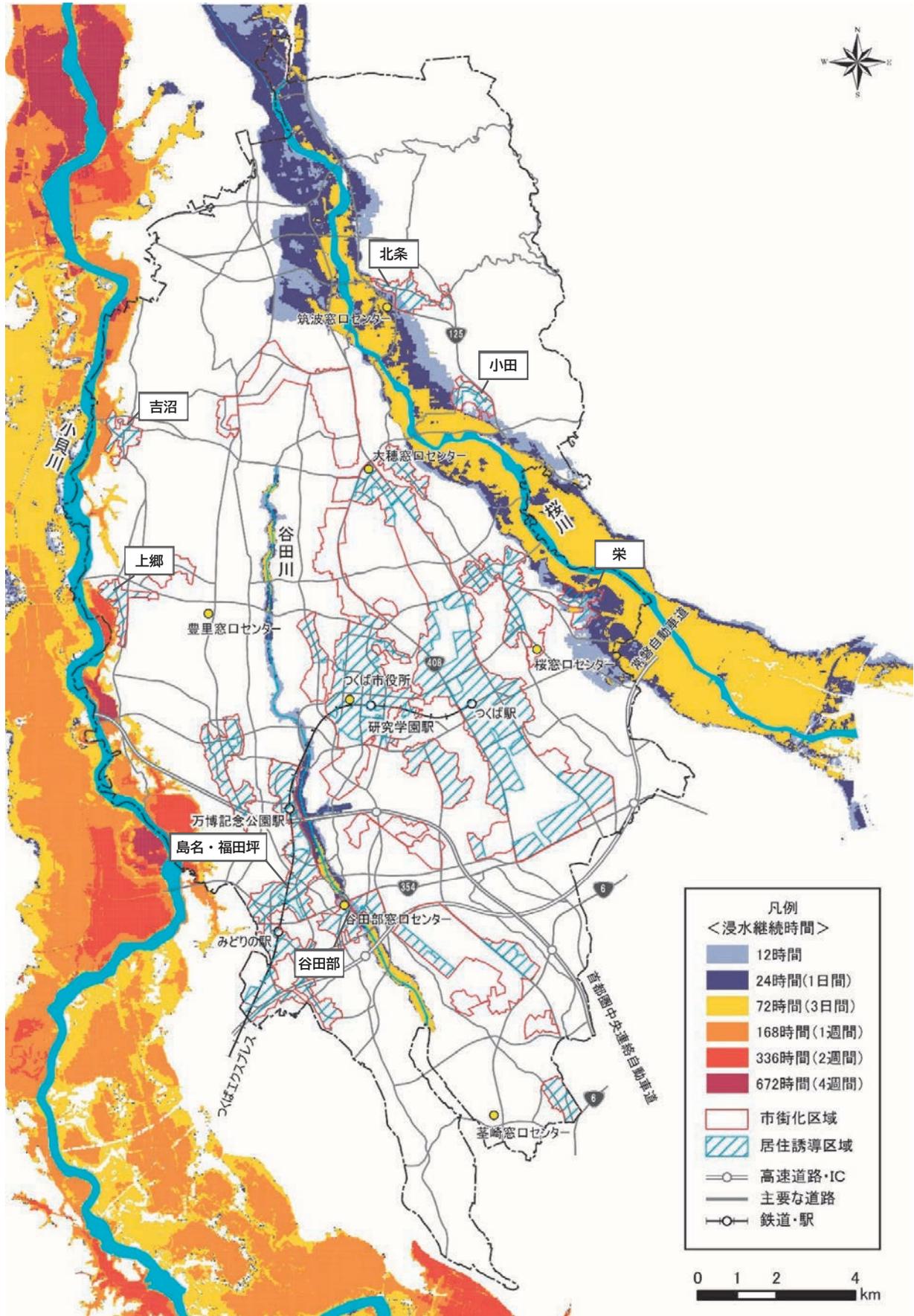


図 浸水継続時間別の洪水浸水リスク（浸水想定区域）

（国及び茨城県公表資料（令和6年4月1日時点）より作成）

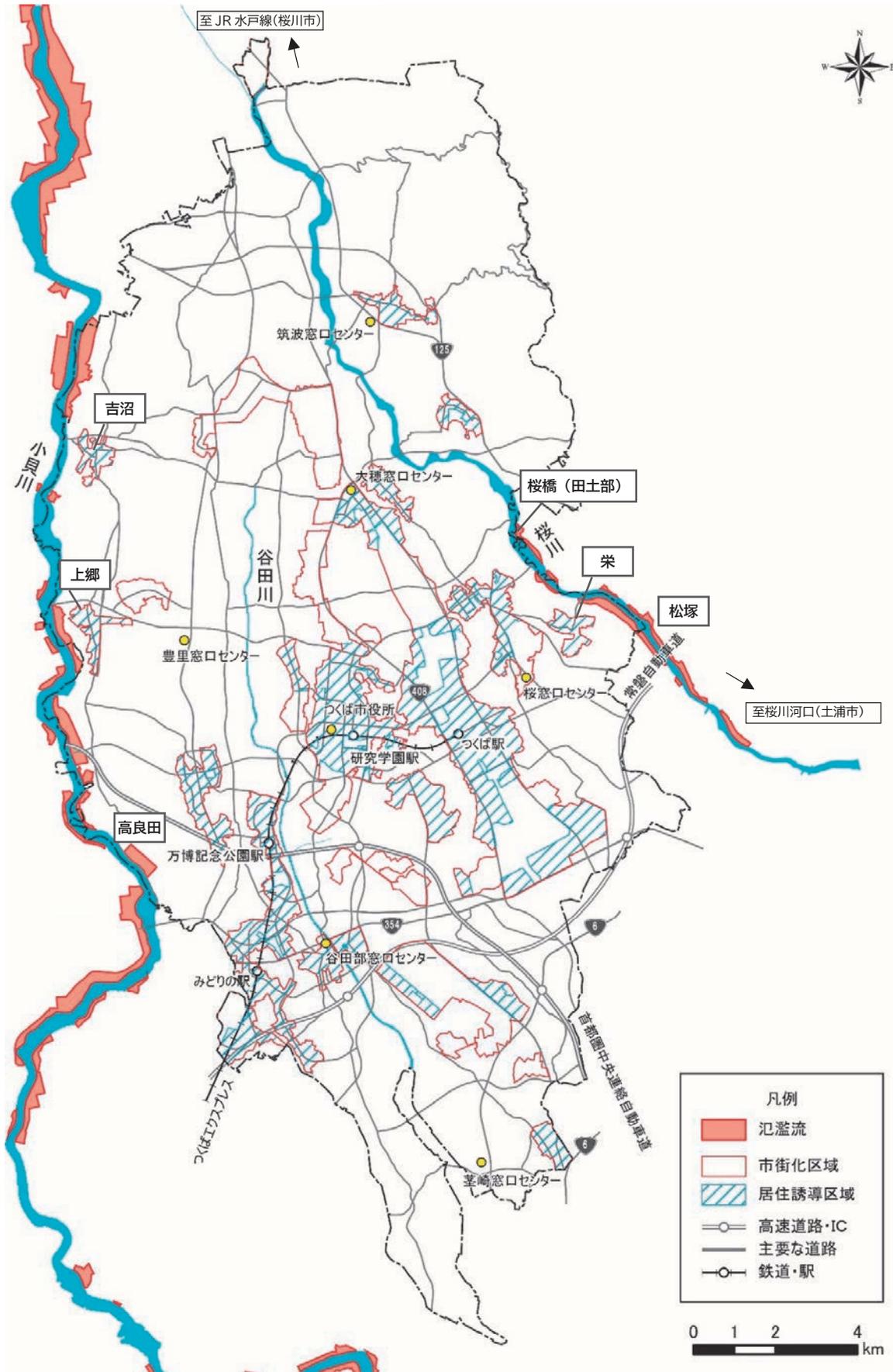


図 氾濫流による家屋倒壊等リスク（家屋倒壊等氾濫想定区域）

（国及び茨城県公表資料（令和6年4月1日時点）より作成）

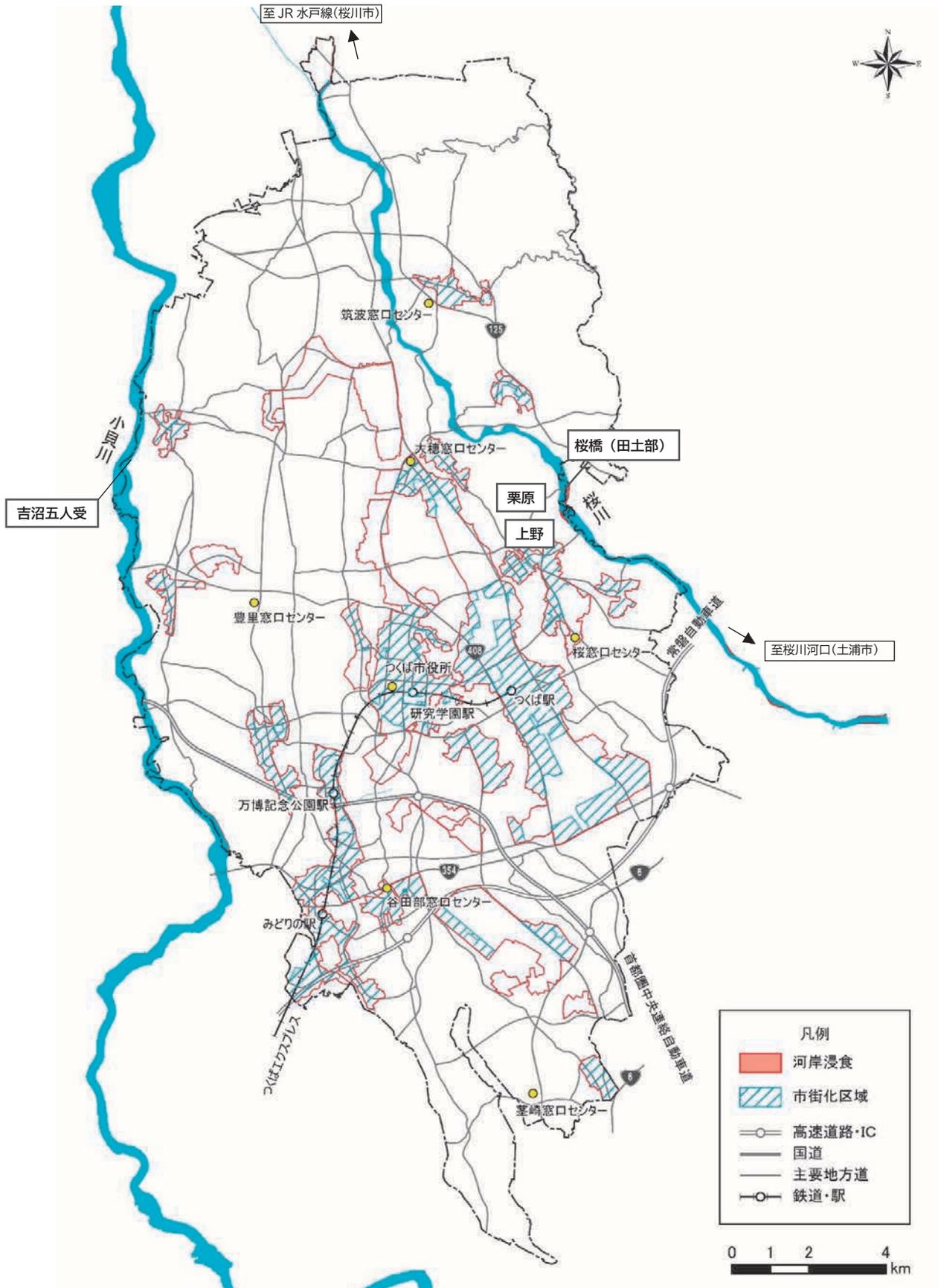


図 河岸浸食による家屋倒壊等リスク (家屋倒壊等氾濫想定区域)

(国及び茨城県公表資料(令和6年4月1日時点)より作成)

※吉沼五人受の家屋倒壊等氾濫想定区域はごくわずかで宅地を含まないため表示していません。

## 2) 土砂災害 (P202)

本市において、土砂災害警戒区域は74箇所、土砂災害特別警戒区域は68箇所指定されています。

土石流に関わる警戒区域等は筑波山や宝篋山などの山麓部の斜面に、急傾斜地の崩壊に関わる警戒区域等は筑波山の山麓部の斜面や西谷田川・谷田川岸に面した段丘崖等に、地すべりに関わる警戒区域は筑波山の山麓部の斜面に分布しています。

このうち、市街化区域内に位置する箇所は、急傾斜地の崩壊に関わる警戒区域等が北条地区に1箇所、谷田部地区に2箇所の計3箇所となっていますが、いずれの箇所も居住誘導区域を設定していません。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、谷田部地区及び高須賀地区の計2箇所にみられ、このうち谷田部地区においては市街化区域内に位置しています。なお、当該地は、「つくば市建築基準条例」により「建築基準法」に基づく災害危険区域とされており、居住誘導区域を設定していません。

表 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和5年（2023年）3月30日現在）

土砂災害警戒区域等の内容		数	指定箇所
土石流	警戒区域	15	筑波山や宝篋山などの山麓部の斜面など
	特別警戒区域	14	
急傾斜	警戒区域	57	筑波山の山麓部の斜面や西谷田川・谷田川岸に面した段丘崖など
	特別警戒区域	54	
地すべり	警戒区域	2	筑波山の山麓部の斜面
	特別警戒区域	0	
計	警戒区域	74	いずれも居住誘導区域内になし
	特別警戒区域	68	

（出典：県ホームページ（土木部河川課））

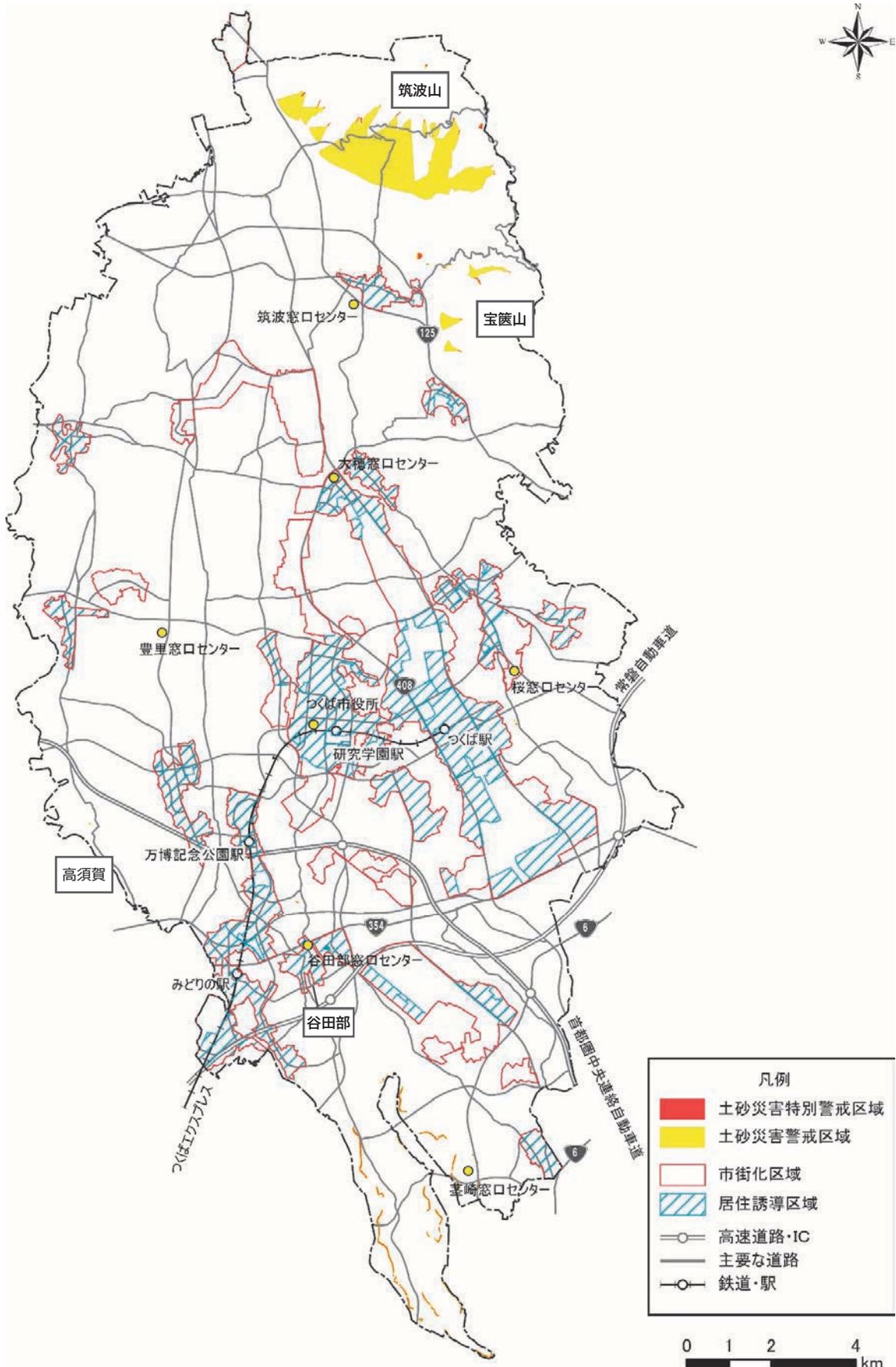


図 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況  
 (茨城県公表資料 (令和6年4月1日時点) より作成)

### 3) 緊急輸送道路 (P204)

茨城県は、避難・救助や物資供給等の応急活動の緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を連絡する、又は防災拠点を相互に連絡する道路として、緊急輸送道路を指定しています。

ここでは、想定最大規模による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等と緊急輸送道路の位置関係から、浸水や土砂災害による閉塞などにより、緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある路線及び区間の有無について抽出します。

#### ① 浸水想定区域(想定最大規模)

緊急輸送道路と浸水想定区域の位置関係をもとに、想定最大規模による洪水リスクによる浸水により緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある路線は以下のとおりです。

表 浸水により緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある路線

図 対象番号	路線
①	国道 125 号 (桜川)
②	国道 408 号 (桜川、小野川)
③	国道 354 号 (谷田川、西谷田川、小野川)
④	主要地方道筑西つくば線 (桜川)
⑤	主要地方道土浦境線 (桜川、谷田川、西谷田川、蓮沼川)
⑥	主要地方道取手つくば線 (谷田川、蓮沼川)
⑦	主要地方道野田牛久線 (稻荷川、西谷田川)
⑧	一般県道沼田下妻線 (桜川)
⑨	一般県道藤沢荒川沖線 (桜川)

※各路線のおおまかな位置を示すため、次ページの図中に路線ごとの番号を記載しましたが、記載箇所はすべての区間を網羅するものではありません。

#### ② 土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域

緊急輸送道路の路線区間で含まれる箇所はありません。

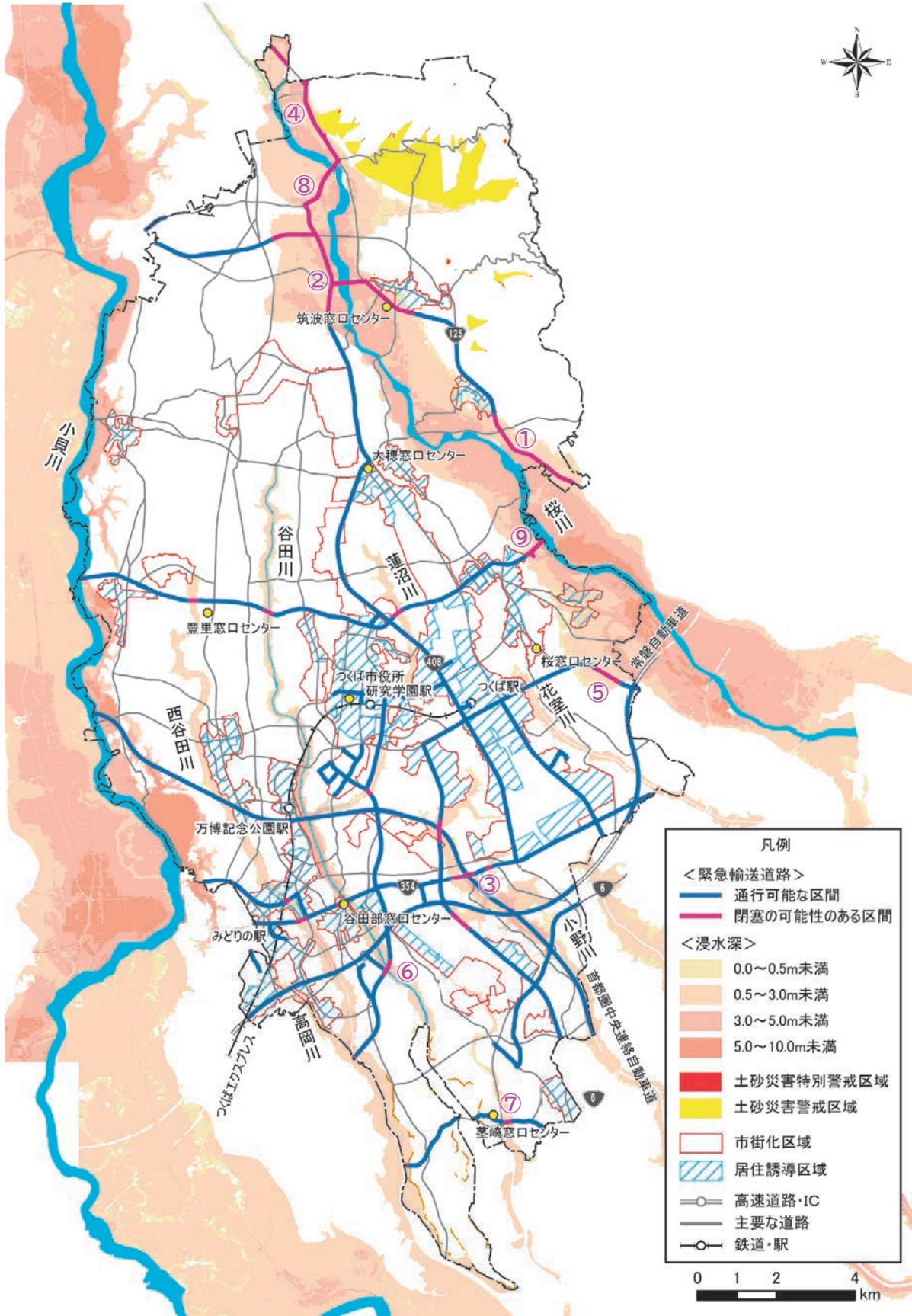


図 浸水や土砂災害による閉塞等により緊急車両の通行に支障を来す恐れのある路線・区間  
 <浸水想定区域・土砂災害警戒区域等×緊急輸送道路の重ね合わせによる分析>  
 (国及び茨城県公表資料(令和6年4月1日時点)より作成)

### (3) 居住誘導区域における地区別の災害リスクの整理

災害リスクの抽出・分析を踏まえると、市内の居住誘導区域3,002.8haのうち5.6%にあたる167.10haに災害のリスクがあることが分かりました。

次ページ以降に、居住誘導区域における地区ごとの詳細分析を示します。

表 地区別災害リスクの整理【対象地区】

地区名	エリア	洪水	河川名	土砂災害
吉沼地区	北部	3.02ha	小貝川	なし
上郷地区	西部	1.32ha	小貝川	なし
北条地区	北部	14.17ha	桜川	なし
小田地区	北部	22.55ha	桜川	なし
栄地区	東部	59.70ha	桜川	なし
谷田部地区	西部	18.13ha	谷田川	なし
島名・福田坪地区	西部	24.21ha	谷田川	なし
		8.42ha	西谷田川	
萱丸地区	西部	9.64ha	西谷田川	なし
上河原崎・中西地区	西部	2.69ha	西谷田川	なし
竹園三丁目地区	中央	0.06ha	花室川	なし
花園地区	中央	0.90ha	花室川	なし
松代地区	中央	0.66ha	小野川	なし
葛城地区	中央	1.62ha	蓮沼川	なし
春日地区	中央	0.01ha	蓮沼川	なし
合計		167.10ha	—	なし

※「エリア」欄には、地区の位置関係を示すため、第4章エリアプランのエリア区分(P138)を記載しました。なお、各地区の位置関係は、「防災・減災まちづくりに向けたリスク・課題」(P219)を参照ください。

## 1) 吉沼地区（居住誘導区域）

- ・吉沼地区では、縁辺部 3.02ha で小貝川による洪水浸水リスクが想定されています。自然的土地利用が半分近くを占めていますが、0.93ha の宅地が含まれており、その大部分で0.5～3.0mの浸水が想定されているほか、ごくわずかに3.0～5.0mの浸水深が想定されているため、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・令和6年4月現在、小貝川については茨城県により河川改修事業が進められています。

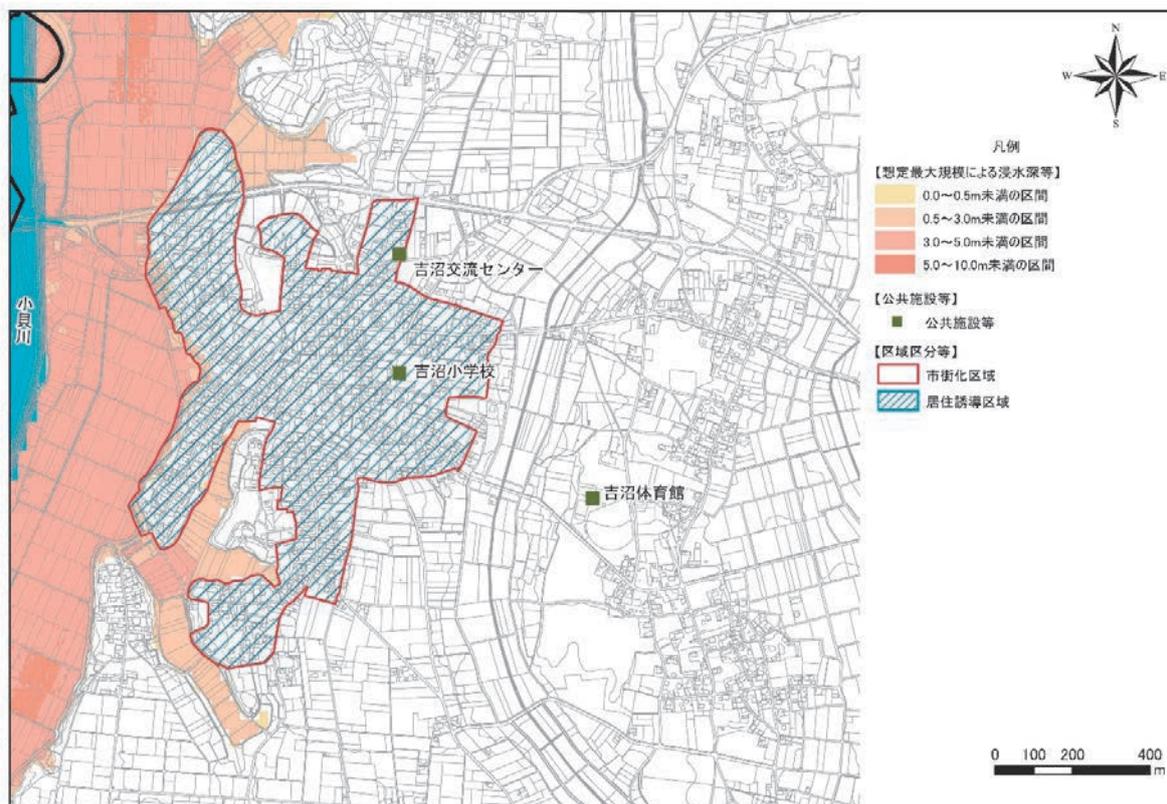


図 災害リスク状況図（吉沼地区）

## 2) 上郷地区（居住誘導区域）

- ・上郷地区では、縁辺部 1.32ha で小貝川による洪水浸水リスクが想定されています。自然的土地利用が半分近くを占めていますが、0.30ha の宅地が含まれており、その大部分で0.5～3.0mの浸水が想定されているほか、ごくわずかに3.0～5.0mの浸水深が想定されているため、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・令和6年4月現在、小貝川については茨城県により河川改修事業が進められています。

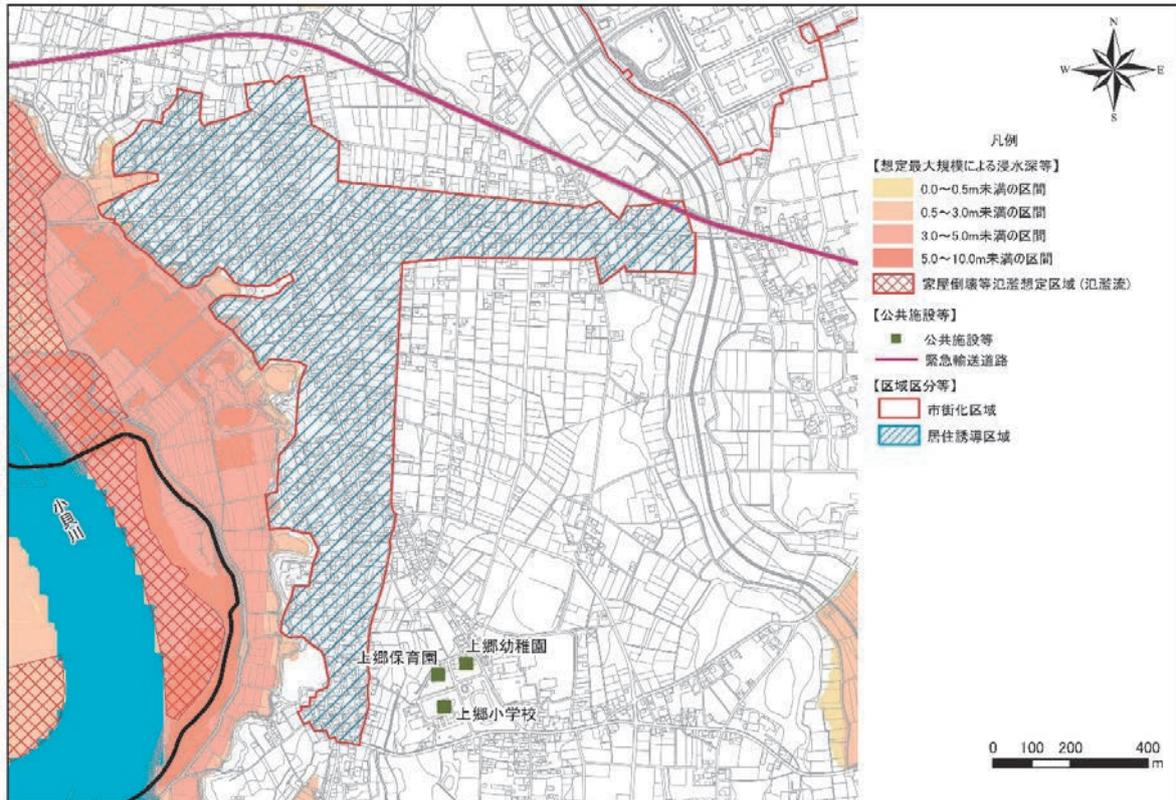


図 災害リスク状況図（上郷地区）

### 3) 北条地区（居住誘導区域）

- ・北条地区では、14.17ha で桜川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・8.37ha の宅地のほか、緊急輸送道路に指定されている国道125号などの道路用地や病院、高等学校などが含まれています。宅地のうち5.53haで、0.5～3.0mの浸水が想定されており、3.0mを超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・令和6年4月現在、桜川については茨城県により河川改修事業が進められています。

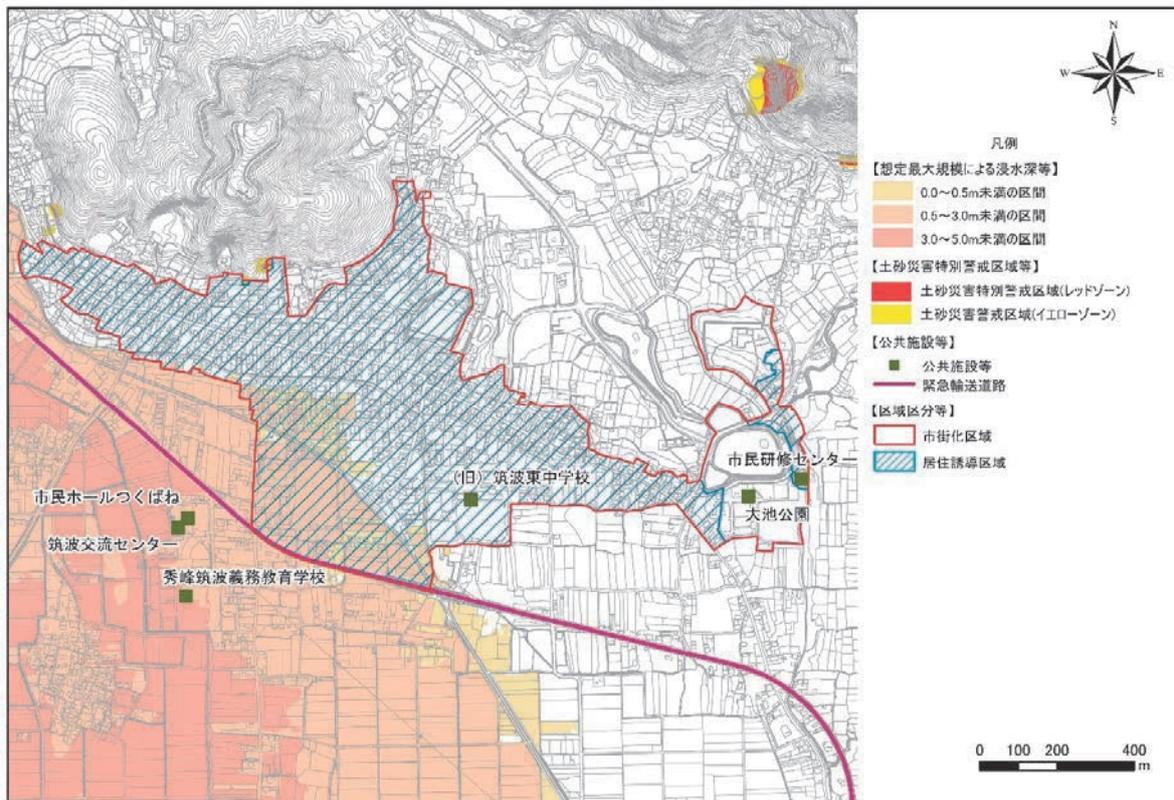


図 災害リスク状況図（北条地区）

#### 4) 小田地区（居住誘導区域）

- ・小田地区では、22.55haで桜川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・宅地が17.53ha含まれており、このうち8.60haでは、0.5～3.0mの浸水が想定され、3.0mを超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・令和6年4月現在、桜川については茨城県により河川改修事業が進められています。

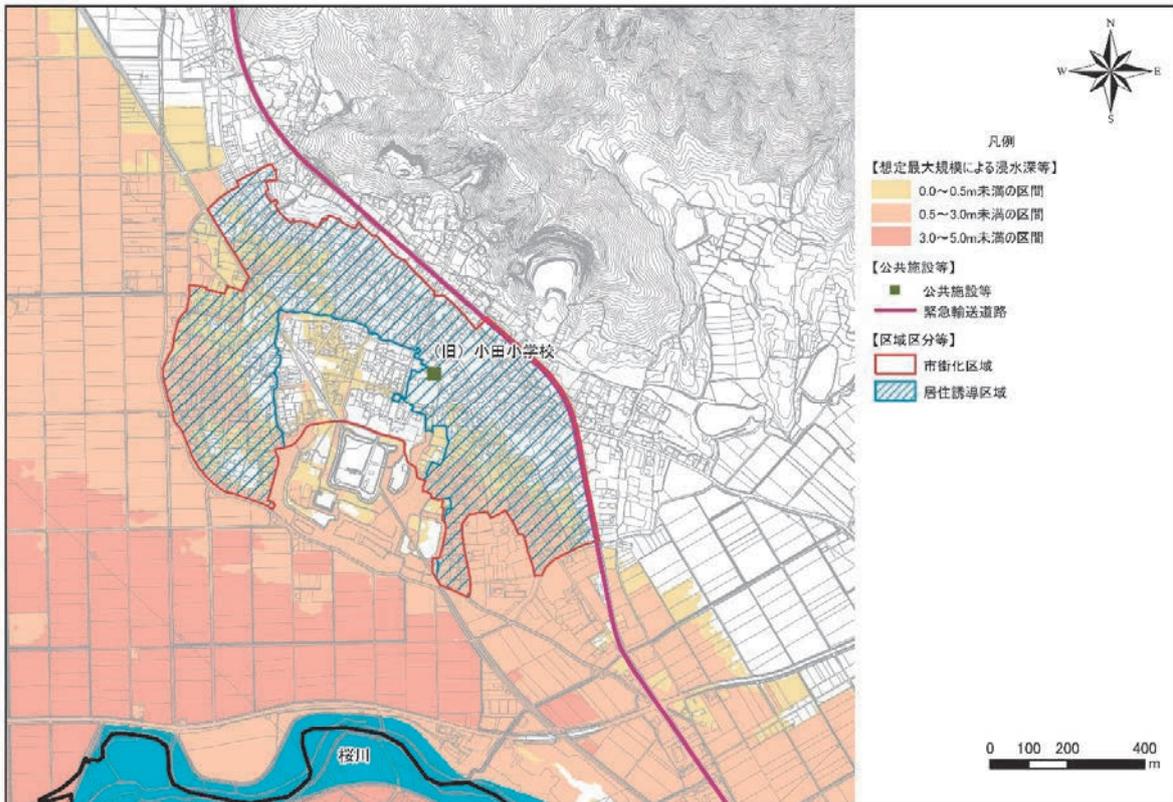


図 災害リスク状況図（小田地区）

### 5) 栄地区（居住誘導区域）

- ・栄地区では、59.70ha の広範囲で桜川による洪水浸水リスクが想定されています。43.89ha の宅地が含まれており、このうち 33.04ha の範囲で 0.5～3.0m、0.26ha で 3.0～5.0m の浸水深が想定されています。
- ・地区内の広い範囲で浸水が想定され、地区外への避難が必要となるため、早期の避難行動や災害への備えに関する周知等が重要です。
- ・令和6年4月現在、桜川については茨城県により河川改修事業が進められています。

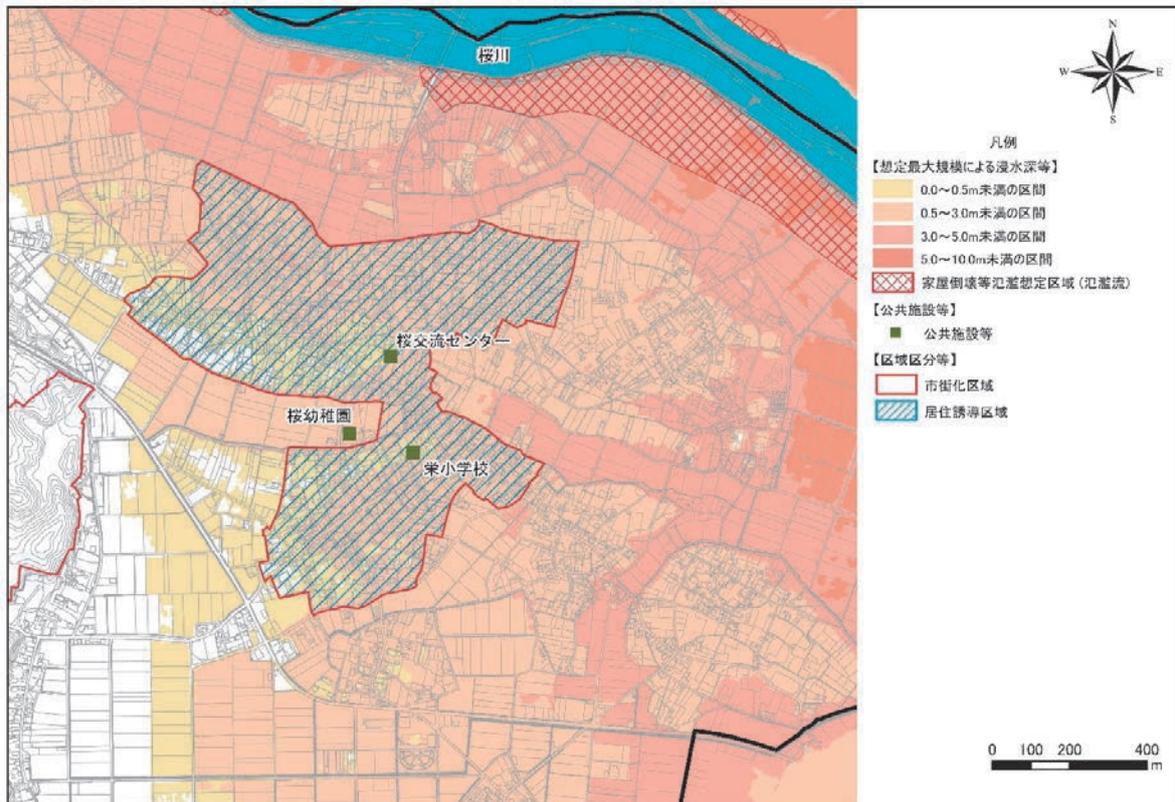


図 災害リスク状況図（栄地区）

## 6) 谷田部地区（居住誘導区域）

- ・ 谷田部地区では、18.13haで谷田川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・ 住宅地のほか、市民ホールや交流センターなどの公共施設が集積し、緊急輸送道路に指定された国道354号などの道路用地も浸水想定区域に含まれています。宅地のうち8.84haで0.5～3.0mの浸水が想定されており、3.0mを超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・ 令和6年4月現在、谷田川、西谷田川ともに茨城県により河川改修事業が進められています。

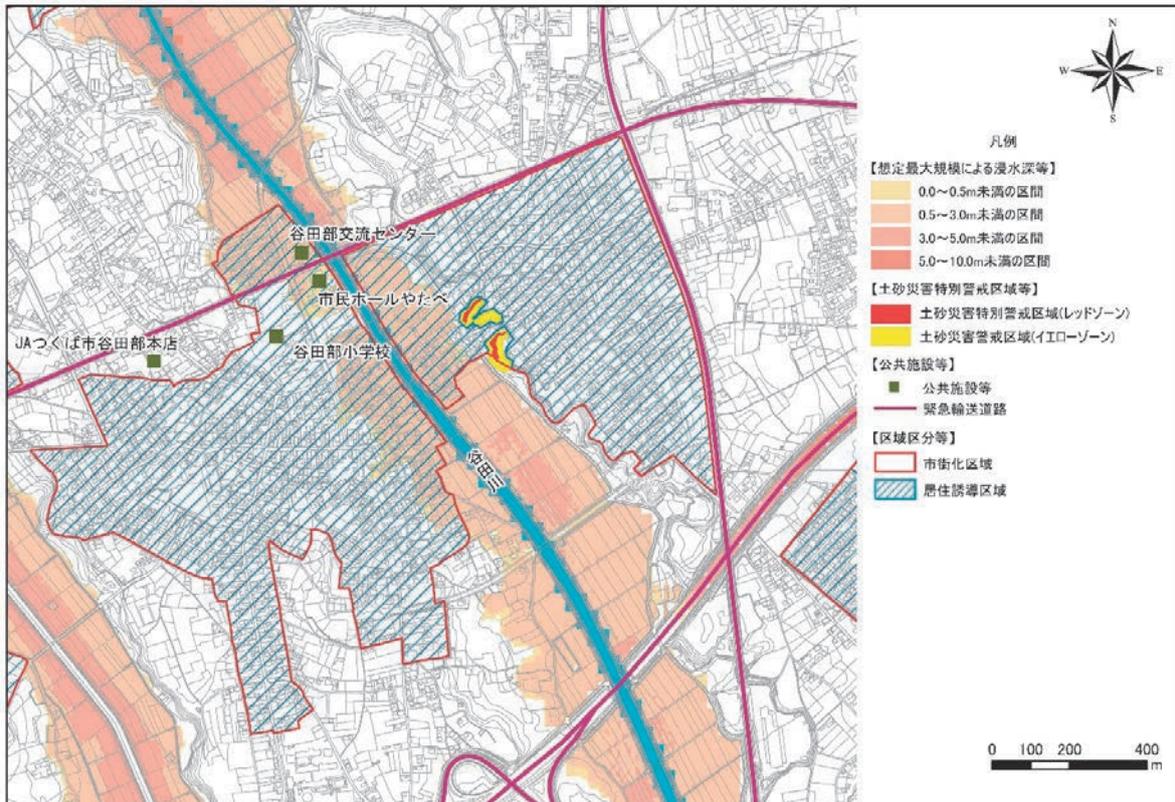


図 災害リスク状況図（谷田部地区）

## 7) 島名・福田坪地区（居住誘導区域）

## （谷田川）

- ・島名・福田坪地区では、24.21haで谷田川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・浸水想定区域には8.65haの宅地が含まれており、このうち5.29haの範囲で0.5～3.0m、0.29haで3.0～5.0mの浸水深が想定されています。また、5.13haの未利用地においても3.37haの範囲で0.5～3.0m、1.10haで3.0～5.0mの浸水深が想定されているため、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。

## （西谷田川）

- ・島名・福田坪地区では、8.42haで西谷田川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・浸水想定区域には0.19haの宅地が含まれており、このうち0.11haの範囲で0.5～3.0m、0.03haで3.0～5.0mの浸水深が想定されています。また、6.29haの未利用地においても5.22haの範囲で0.5～3.0m、0.55haで3.0～5.0mの浸水深が想定されているため、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・谷田川及び西谷田川の洪水発生時には垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要であり、特に未利用地においては、今後の土地区画整理事業の進展に伴う都市機能の集積や人口定着に合わせて、早期の避難行動や災害への備えに関する周知等が重要です。
- ・令和6年4月現在、谷田川、西谷田川ともに茨城県により河川改修事業が進められています。

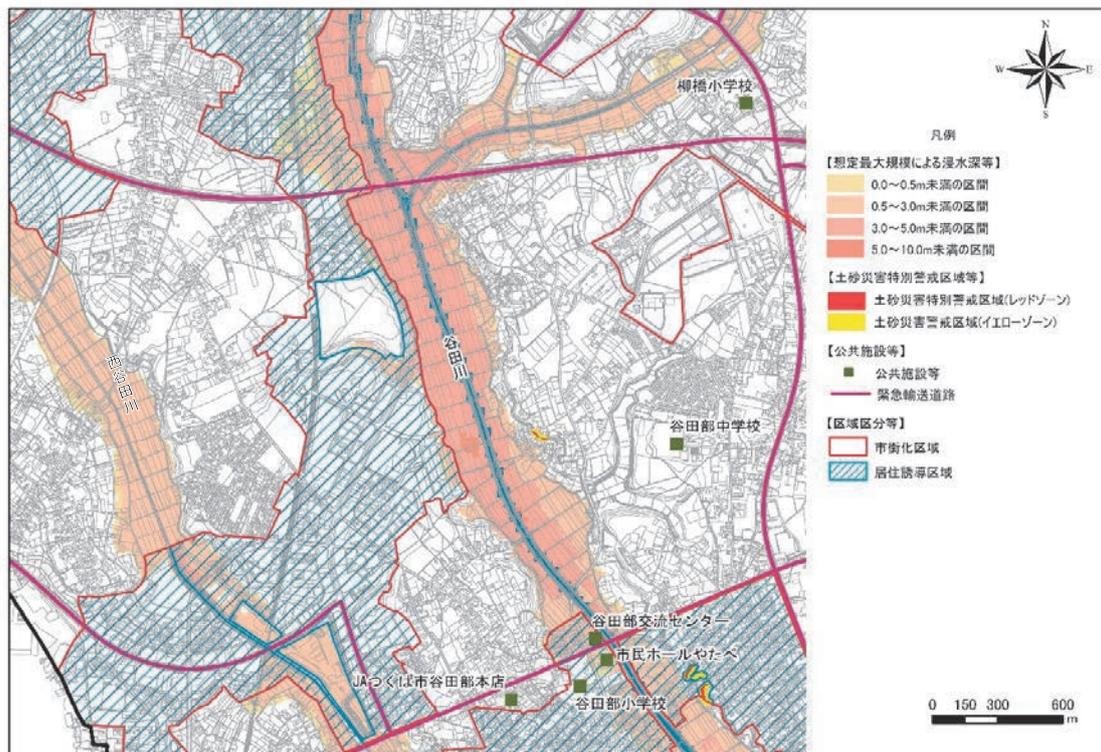


図 災害リスク状況図（島名・福田坪地区（谷田川、西谷田川））

## 8) 萱丸地区（居住誘導区域）

- ・萱丸地区では、9.64ha で西谷田川及び高岡川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・浸水想定区域には 4.22ha の宅地が含まれており、このうち 2.66ha の範囲で 0.5～3.0m の浸水深が想定され、3.0m を超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。
- ・令和6年4月現在、西谷田川については茨城県により河川改修事業が進められています。

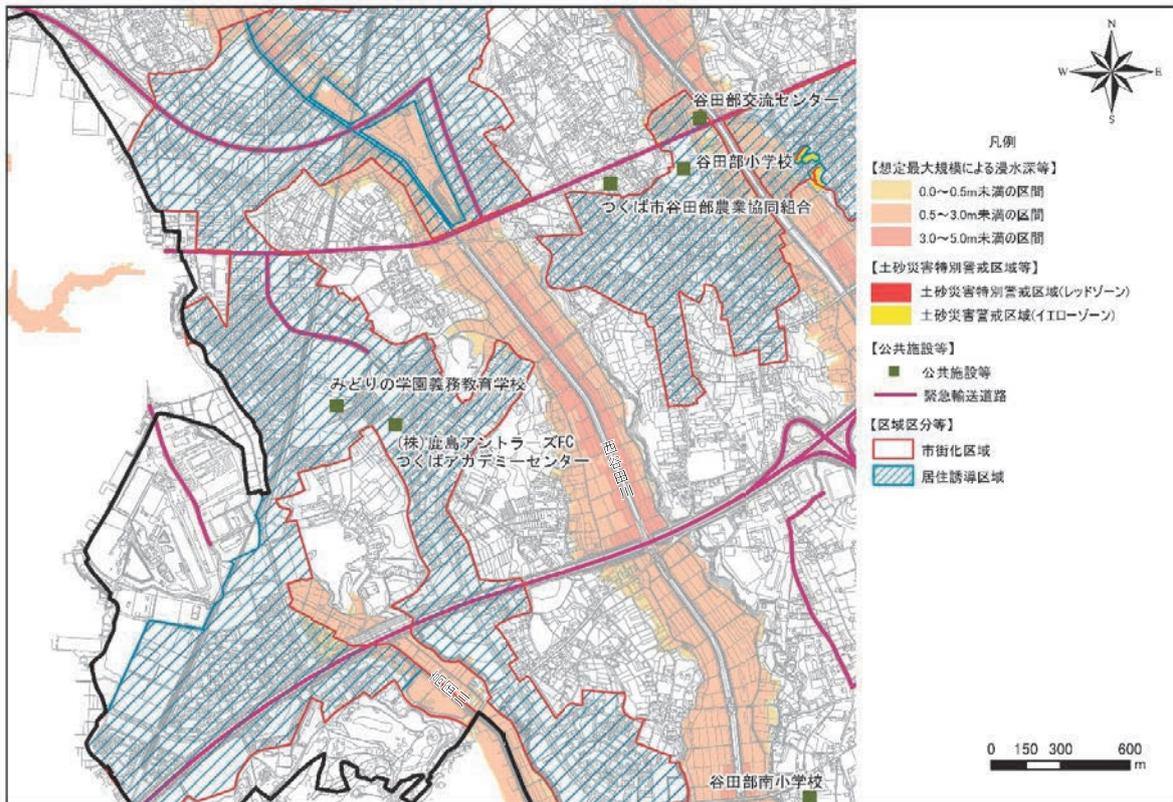


図 災害リスク状況図（萱丸地区（西谷田川、高岡川））

## 9) 上河原崎・中西地区（居住誘導区域）

- ・上河原崎・中西地区では、2.69ha で西谷田川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・浸水想定区域には 0.49ha の宅地が含まれており、このうち 0.11ha の範囲で 0.5～3.0m の浸水深が想定され、また、1.83ha の未利用地においても 0.19ha の範囲で 0.5～3.0m の浸水深が想定されていますが、いずれも 3.0m を超える浸水の想定はありません。
- ・洪水発生時には垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要であり、特に未利用地においては、今後の土地区画整理事業の進展に伴う都市機能の集積や人口定着に合わせて、早期の避難行動や災害への備えに関する周知等が重要です。
- ・令和6年4月現在、西谷田川については茨城県により河川改修事業が進められています。

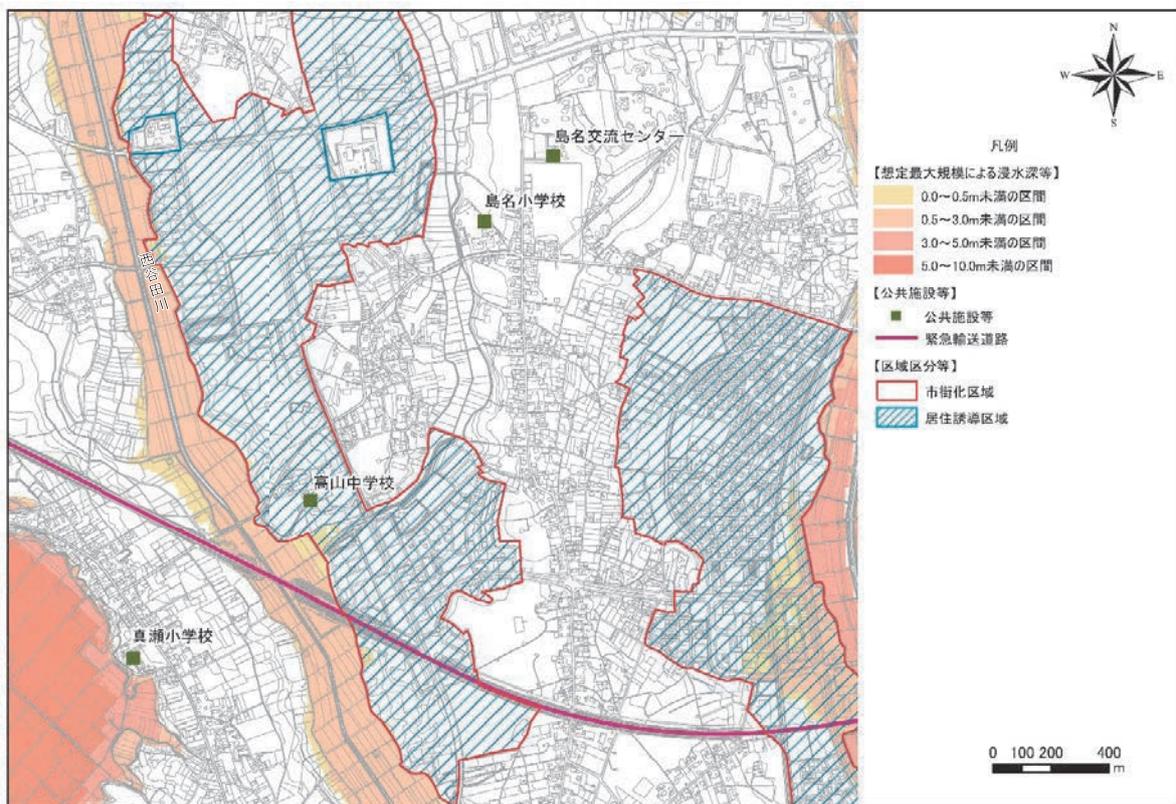


図 災害リスク状況図（上河原崎・中西地区）

### 10) 竹園三丁目地区（居住誘導区域）

- ・竹園三丁目地区では、縁辺部 0.06ha で花室川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・地区の外周道路部分等にごくわずかに最大 0.5～3.0m の浸水深が想定されています。

### 11) 花園地区（居住誘導区域）

- ・花園地区では、縁辺部 0.90ha で花室川による洪水浸水リスクが想定されています。
- ・浸水想定区域には宅地が 0.10ha 含まれており、このうち 0.02ha の範囲で 0.5～3.0 m の浸水深が想定され、3.0m を超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。

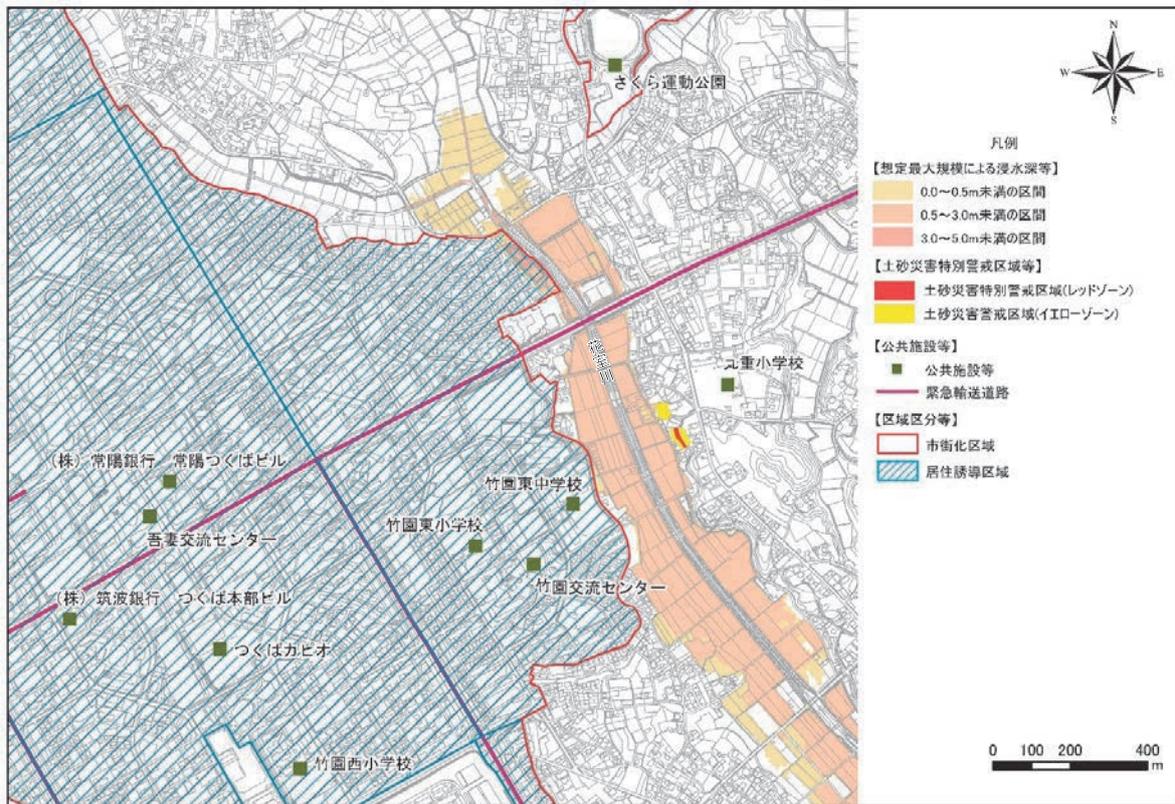


図 災害リスク状況図（竹園三丁目地区、花園地区）

## 12) 松代地区（居住誘導区域）

- ・松代地区では、縁辺部 0.66ha で小野川による洪水浸水リスクが想定されています。ほとんどが道路用地で宅地は 0.09ha にとどまり、このうち 0.01ha の範囲で 0.5～3.0m の浸水深が想定され、3.0m を超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。

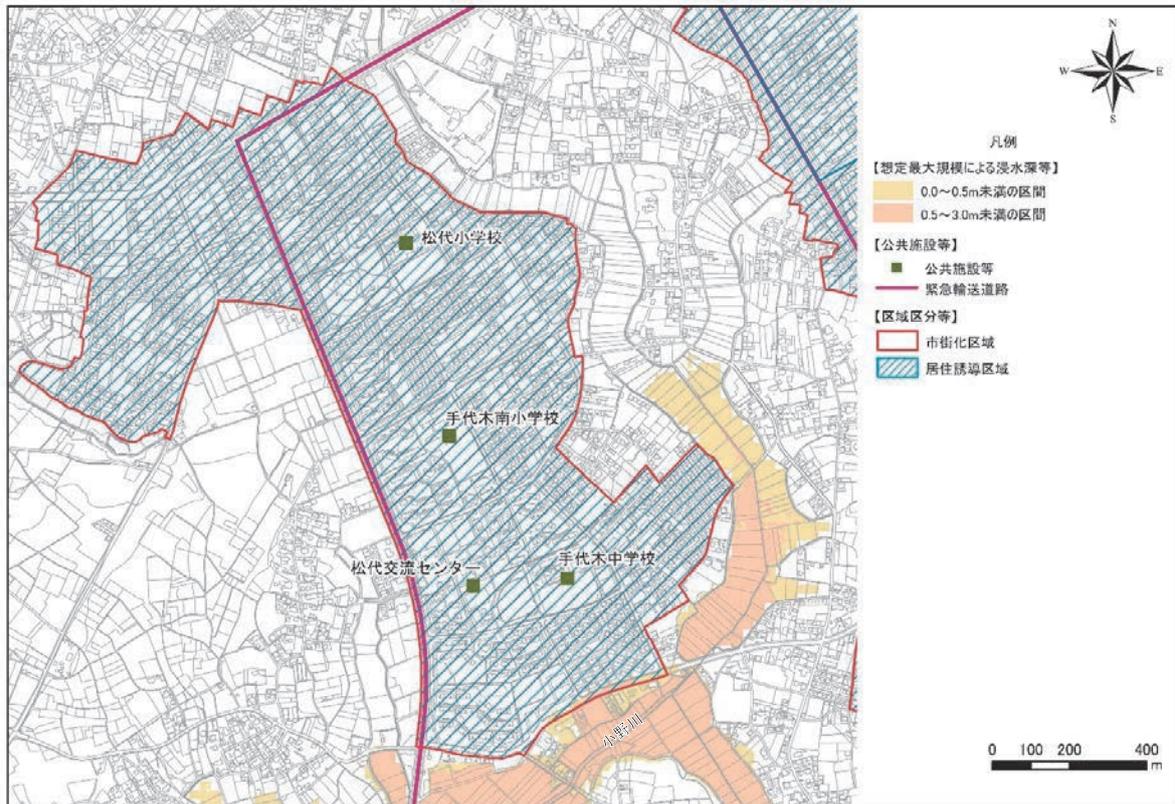


図 災害リスク状況図（松代地区）

### 13) 葛城地区（居住誘導区域）

- ・葛城地区では、縁辺部 1.62ha で蓮沼川による洪水浸水リスクが想定されています。0.87ha の宅地が含まれており、このうち 0.56ha の範囲で 0.5～3.0m の浸水深が想定されており、3.0m を超える浸水の想定はありませんが、垂直避難や浸水想定区域外への避難が必要です。

### 14) 春日地区（居住誘導区域）

- ・春日地区では、縁辺部 0.01ha の宅地で蓮沼川による洪水浸水リスクが想定されています。0.5m 以下の浸水深が想定されています。

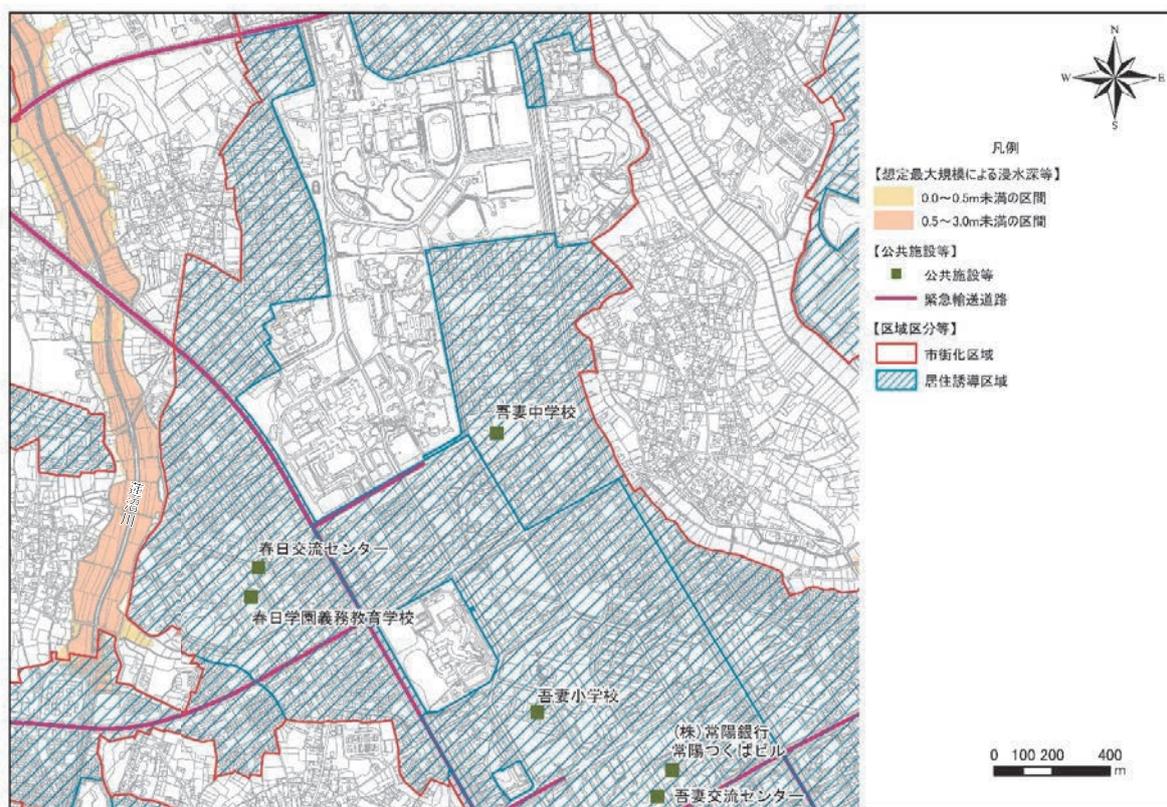


図 災害リスク状況図（葛城地区、春日地区）

### 3 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

居住誘導区域における防災・減災まちづくりに向けた課題については、災害リスクの詳細分析を踏まえ、以下のように整理します。

#### (1) 洪水（外水氾濫）に関わる課題

##### 1) 水害リスクの低減

つくば市においては、小貝川、桜川及び谷田川沿いを中心に、洪水（外水氾濫）による浸水が想定されているため、各河川の整備計画などに基づく整備等、リスクの低減を着実に進めることが求められます。

##### 2) 災害に係る備えと早期避難の実践

市民の生命の安全を第一とする視点から、災害時要配慮者の分布や避難の所要時間などを考慮し、適切な避難体系を定期的・継続的に見直すことが望まれます。

また、安全な避難を可能とするため、ハザードマップの周知等の事前準備のほか、災害の状況把握や避難情報の伝達などの警戒・避難体制の強化により、早期避難を支援していくことが求められます。

#### (2) 雨水出水（内水氾濫）に関わる課題

雨水出水（内水氾濫）による災害リスクについては、内水ハザードマップの作成が行われていないことから、今後詳細な調査が望まれます。また、雨水の排水能力を高めるための市内の河川、排水路の改修や下水道施設の整備を計画的に進めることが求められます。

#### (3) 大規模盛土造成地に関わる課題

大規模盛土造成地は、その要件に該当する区域を抽出する第一次スクリーニングまで完了した段階であることから、第二次スクリーニングの実施により災害リスクを有する大規模盛土造成地の有無を把握するとともに、危険性が認められる場合には必要な対策を検討していくことが求められます。

#### (4) 防災コミュニティに関わる課題

本市で想定される災害に対し、行政が実施する各種ハード・ソフト対策「公助」と、自分や家族の安全を確保するための「自助」、近所や地域の方々と助け合う「共助」を推し進め、防災体制を総合的に強化していくことが求められます。

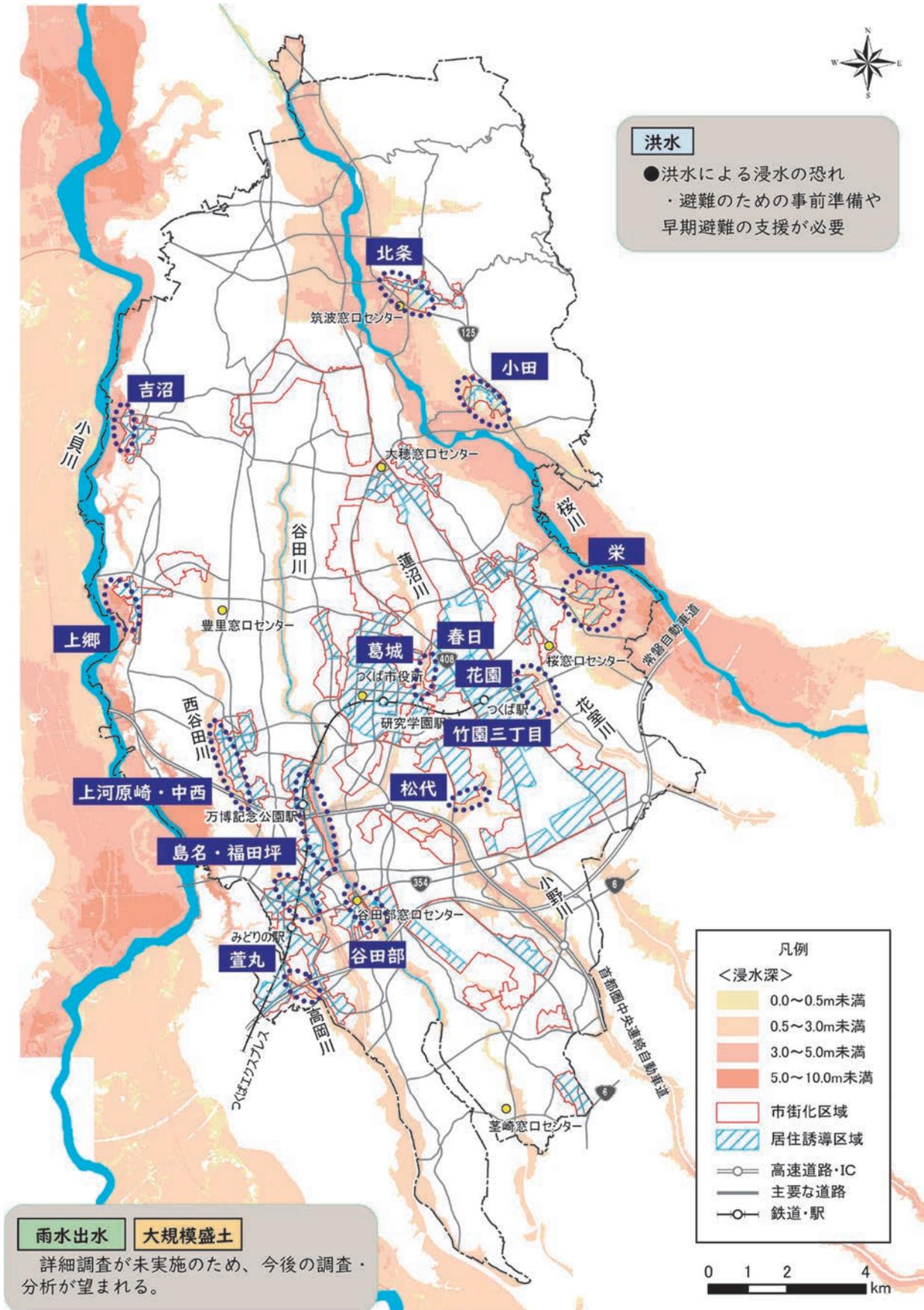


図 防災・減災まちづくりに向けたリスク・課題

## 4 防災・減災まちづくりの取組方針

防災・減災まちづくりの実現に向けて、以下の取組方針のもと、具体的な取り組みを進めます。

### 取組方針 1 『命を守る』都市づくり（被害の低減・減災）

市民の生命を守る都市の実現を目指し、警戒・避難体制の強化や河川整備をはじめとする流域治水等、災害リスクに合わせた取り組みにより、災害からの被害を低減する都市づくりを進めます。

### 取組方針 2 『災害に強い』都市づくり（都市の防災性強化）

災害に強い都市の実現を目指し、災害時であっても安全や安心を支える公共施設や都市基盤施設が適正に機能する都市づくりを進めます。

### 取組方針 3 『みんなで守る』都市づくり（防災コミュニティの強化）

市民の暮らしを市民自身の手で守る都市の実現を目指し、行政と連携した地域住民による主体的な防災活動を促進します。

## 5 具体的な取り組み・スケジュール、目標指標、災害への備え

### (1) 具体的な取り組み・スケジュール

防災・減災まちづくりの実現に向けて具体的な取り組みを以下のとおり進めます。

表 具体的な取り組み・スケジュール

方針	災害リスク	取り組み	主体	スケジュール		
				短	中	長
『命を守る』都市づくり	洪水	警戒・避難体制の強化	県・市	●●●	●●●	●●▶
		各種防災計画の作成支援	市	●●●	●●●	●●▶
		河川占用物の老朽化対策	県・市	●●●	●●●	●●▶
		幹線道路における迂回路の確保	市	●●●	●●●	●●▶
		広域的な連携の強化	国・県・市	●●●	●●●	●●▶
		河川の整備と治水対策の推進	国・県・市	●●●	●●●	●●▶
	雨水出水	下水道施設の整備	市	●●●	●●●	●●▶
	大規模盛土造成地	大規模盛土造成地の耐震化対策	市	●●●	●●●	●●▶
『災害に強い』都市づくり(共通事項)		災害情報の収集・伝達体制の確保	市	●●●	●●●	●●▶
		防災拠点・避難施設の整備	市	●●●	●●●	●●▶
		防災道路や避難路となる道路の整備	国・県・市	●●●	●●●	●●▶
		多目的広場の整備	市	▶		
		自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備	市	▶		
『みんなで守る』都市づくり(共通事項)		ハザードマップの周知	市	●●●	●●●	●●▶
		自主防災活動の促進	市・市民	●●●	●●●	●●▶
		地域防災力の向上	市・市民	●●●	●●●	●●▶

凡例：●●▶ 継続して実施する取り組み

▶ 計画期間内に完了予定の取り組み

(短期：おおむね5年、中期：おおむね10年、長期：おおむね20年)

※継続して実施する取り組みがほとんどであるため、破線矢印が多くなっています。

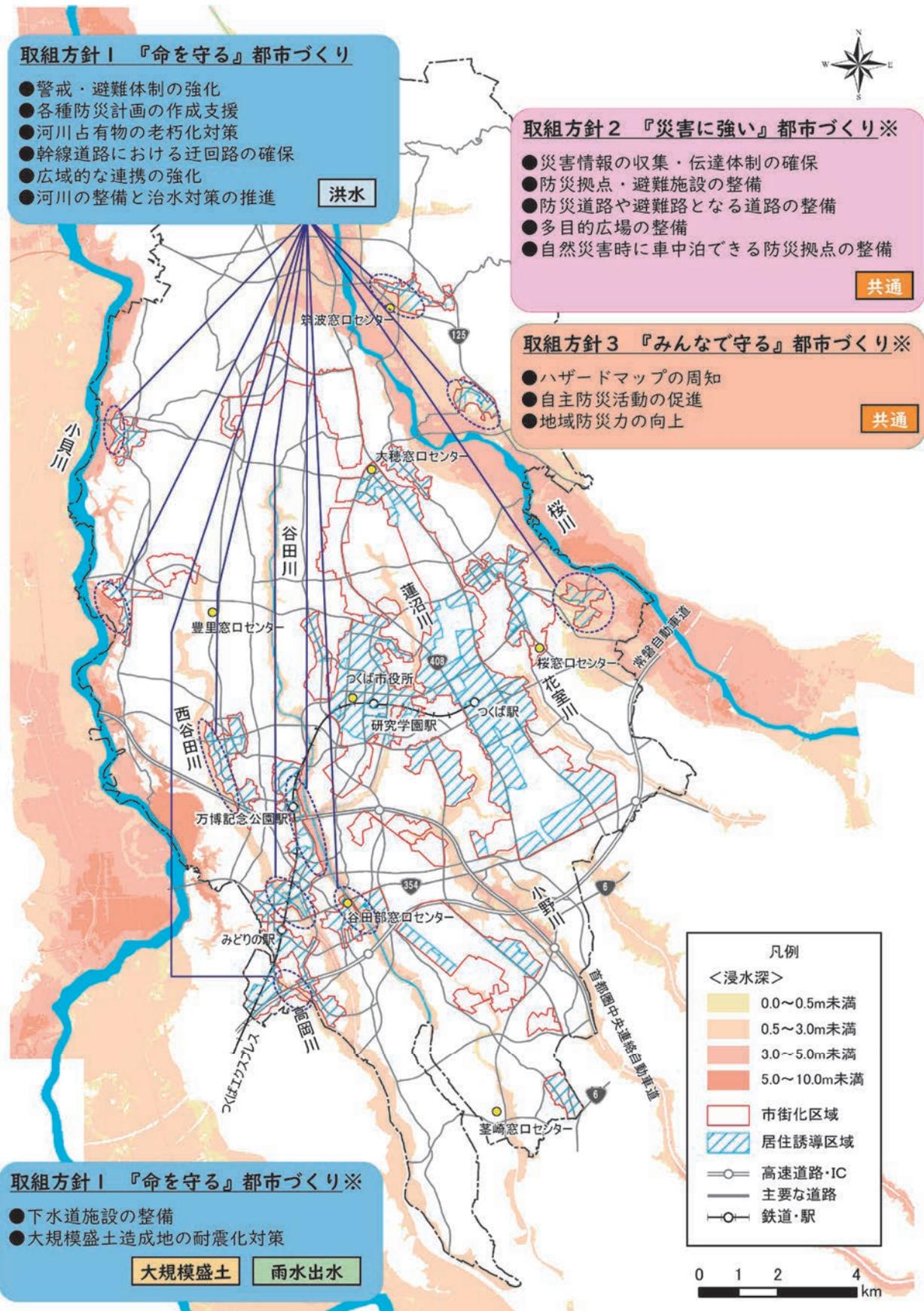


図 防災・減災まちづくりの取組方針と具体的な取り組み

※本図に記載の取り組みは、今回、災害リスクを把握した箇所以外でも共通して実施すべき内容として記載しています。

## 1) 『命を守る』都市づくり（被害の低減・減災）に向けた具体的な取り組み

施策名	施策内容／関連する計画
洪水（外水氾濫）	<p>警戒・避難体制の強化</p> <p>河川のテレメータシステムの更新や関係機関との連携により、出水時には迅速に対処できる体制を強化することで、住民への的確な情報提供を行います。また、安全・確実な避難を促すための避難情報の発令に向けて、判断・伝達等のマニュアル作成・更新に取り組むほか、マイ・タイムラインの普及・啓発など、警戒・避難体制を強化します。</p> <p style="text-align: center;">つくば市地域防災計画</p>
	<p>各種防災計画の作成支援</p> <p>つくば市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設及び公共施設のうち、浸水想定区域内に位置する施設の管理者等に対し、洪水時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画の作成と、計画に基づく避難訓練の実施を促すとともに、必要な支援等に取り組みます。</p> <p>また、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、地区防災計画の策定や、避難行動要支援者の支援を推進します。</p> <p style="text-align: center;">つくば市地域防災計画、つくば市国土強靱化地域計画</p>
	<p>河川占用物の老朽化対策</p> <p>老朽化等の災害時の脆弱性が確認されている橋梁などの河川占用物は、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">つくば市国土強靱化地域計画</p>
	<p>幹線道路における迂回路の確保</p> <p>洪水浸水想定区域内を通過する国道125号、国道408号、主要地方道筑西つくば線、主要地方道つくば千代田線、主要地方道取手つくば線、一般県道沼田下妻線、一般県道長高野北条線、一般県道藤沢豊里線等は、洪水時に水没する恐れがあるため、迂回路の確保に向けた検討に取り組めます。</p> <p style="text-align: center;">つくば市国土強靱化地域計画</p>
	<p>広域的な連携の強化</p> <p>気候変動等による水害の激甚化・頻発化に備え、各河川の流域治水協議会において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、協議・情報共有を行います。また、「茨城県管理河川減災対策協議会」への参加など、関係機関との水害リスク情報の共有を着実に進めます。</p> <p style="text-align: center;">つくば市国土強靱化地域計画</p>
	<p>河川の整備と治水対策の推進</p> <p>河川改修事業が未着手となっている八幡川について、台風等による河川の氾濫を防止するため、おおむね10年に1回程度の確率で発生する洪水を想定した河川改修事業を計画的に進めます。</p> <p>また、国や県の管理する河川については、各河川管理者をはじめとする関係機関と連携し、河川整備計画に基づく整備等、治水対策の推進を図ります。</p> <p style="text-align: center;">つくば市国土強靱化地域計画、各河川整備計画</p>

施策名		施策内容／関連する計画
雨水出水 (内水氾濫)	下水道施設の整備	局地的な大雨の発生頻度の増加や、都市化の進展に伴う雨水の流出量の増加に伴い、リスクが高まっている浸水被害の最小化を図るため、つくば市公共下水道全体計画及び事業計画に基づき、雨水の排水能力を高める下水道施設の整備に取り組みます。 つくば市国土強靱化地域計画
大規模盛土造成地	大規模盛土造成地の耐震化対策	災害の恐れのある大規模な造成宅地は、その位置・規模等を特定し、住民への情報提供等を図るとともに宅地耐震化推進事業などを活用した宅地耐震化を推進します。 つくば市国土強靱化地域計画

## 2) 『災害に強い』都市づくり（都市の防災性強化）に向けた具体的な取り組み

施策名		施策内容／関連する計画
共通事項	災害情報の収集・伝達体制の確保	防災関連設備（防災行政無線、緊急速報メール、つくば市災害・防災メール、防災アプリ及びラジオ等の情報伝達手段）の整備と維持管理に取り組みます。また、ICTを活用した災害等情報の共有及び発信等を行い他自治体等と広域連携し、災害時にも行政サービスを継続できる体制を目指します。加えて、システムやデータのバックアップ機能の確保など、行政事務継続性の強化に取り組みます。 つくば市国土強靱化地域計画
	防災拠点・避難施設の整備	地域の防災活動拠点となる施設の整備、避難場所や避難所等の避難施設の計画的確保、整備を進めます。 つくば市地域防災計画
	防災道路や避難路となる道路の整備	緊急輸送に必要な幹線道路や避難路となる道路の整備を推進します。緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、災害時の交通を確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化に取り組みます。 つくば市地域防災計画
	多目的広場の整備	救援部隊の宿营地等の活動拠点となる多目的に使用が可能な広場の整備を検討します。 つくば市国土強靱化地域計画
	自然災害時に車中泊できる防災拠点の整備	感染症対策や治安等のトラブル予防の視点から、安全に車中泊できる防災拠点を設置します。さらに、大規模災害に備えるため、つくば市域及び周辺を含む広域的な避難・防災拠点の整備の推進を図ります。 つくば市国土強靱化地域計画

## 3) 『みんなで守る』都市づくり（防災コミュニティの強化）に向けた具体的な取り組み

施策名		施策内容／関連する計画
共通事項	ハザードマップの周知	つくば市総合防災ガイド・マップにより、市民に危険地域の周知を図るとともに、地域防災計画の改定や各種法令の改正、県の動向などに応じて、内容の随時改定に取り組みます。
		つくば市国土強靱化地域計画
	自主防災活動の促進	防災講演会や研修会、パンフレット等を通じて市民に自主防災組織の重要性や役割を啓発し、自治会、自治会単位での新たな自主防災組織の結成や組織の維持を働きかけ、組織率の向上を図ります。
		つくば市地域防災計画
	地域防災力の向上	大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い、防災活動の強化を図ります。さらに、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが重要となるため、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進します。
		つくば市国土強靱化地域計画

## (2) 目標指標

防災まちづくりの取り組みを効果的に進めていくため、「つくば市地域防災計画」及び「つくば市国土強靱化地域計画」と整合を図りながら、これらの計画の指標等をもって本防災指針の目標指標とし、防災まちづくりを進めることとします。

その他、防災指針独自の指標として、以下の目標指標を定めます。

取り組み	指標	基準値	目標値		
			短期	中期	長期
各種防災計画の作成支援	避難確保計画の作成及び訓練の実施	100% (R2)	現状維持	現状維持	現状維持

考え方：浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び公共施設の管理者等は、水防法第15条の3に基づき、避難確保計画の作成や訓練の実施を行うこととなります。つくば市地域防災計画に位置付けられた施設については、いずれも避難確保計画作成済みとなっていますが、新規に要配慮者利用施設が設置された場合等、施設の管理者に対して必要な支援を行い、要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

### (3) 災害への備え

災害から生命・財産を守るためには、積極的に情報収集を行うなど、市民一人ひとりが日ごろから災害に備える必要があることから、以下のとおり災害に関する情報収集ツールを整理しました。防災指針においても地域ごとのハザード情報及び災害への備え・対策について積極的に発信することで被害リスクの低減を図るとともに、防災・減災まちづくりの実現を推進します。

情報収集ツール	QRコード	発信元
<b>つくば市ホームページ</b> 各種防災に関する情報や日ごろの生活に身近な情報について掲載しています。		つくば市
事前に知るために		
<b>災害ハザードマップ</b> 洪水浸水想定区域図などを掲載しています。		つくば市
<b>揺れやすさマップ</b> 「茨城県南部地震（マグニチュード7.3）」及び「どこでも起こりうる直下の地震（マグニチュード6.9）」を想定地震とした震度分布を表わした地図です。		つくば市
<b>地域の危険度マップ</b> 揺れやすさマップによる震度分布から、地域の建物被害予測を表わした地図です。地震の揺れから、地域における建物の全壊する割合を予測しています。		つくば市
<b>重ねるハザードマップ</b> 身の回りの防災に役立つ情報をまとめて閲覧することができます。		国土地理院
<b>浸水ナビ</b> 浸水想定区域図を電子地図上に表示するホームページで、任意の地点の浸水シミュレーションを確認できます。お住いの場所の浸水深の詳細等を確認することが可能です。		国土交通省

災害の情報を積極的に知りたいときに		
<b>つくば市災害・防災メールサービス</b> 災害・防災メールサービスは、市消防本部で把握した市内の災害（火災、事故、洪水など）や防災に関する情報を24時間365日Eメールで配信しています。登録は無料です。		つくば市
<b>つくば市公式 X (旧ツイッター)</b> 市に関する様々な情報を発信しています。		つくば市
<b>危機管理課 X (旧ツイッター)</b> 防災に関する情報を発信しています。		つくば市
<b>防災リンク集</b> 停電情報、ガス復旧、河川情報などの情報の確認先リンクをコンパクトにまとめたリンク集です。		つくば市
<b>茨城県 防災・危機管理ポータルサイト</b> 茨城県内の災害に関する地図情報やお知らせ情報、各種情報へのリンクなどを、日本語のみならず多言語で提供しています。		茨城県
<b>国土交通省 川の防災情報</b> 全国の河川の水位や降雨の情報など、水災害に関する様々な情報を紹介しています。		国土交通省
いざという時に備えるために		
<b>もしもの備え -日ごろからの心構え-</b> いざという時に落ち着いた行動がとれるように、日ごろから災害時の心がまえを持っておきましょう。 防災に関する資料を作成しましたので、災害への備えとしてお役立てください。		つくば市

<p><b>いざという時のために 災害対策集〈まとめ〉</b>          災害への備え、災害が起きてしまった際にどうすればいいかなど、有用な情報をビジュアル的にまとめたリンク集です。</p>		つくば市
<p><b>マイ・タイムライン</b>          住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。          リンク先のページではWeb上で簡単にマイ・タイムラインを作成することができます。</p>		つくば市
<p><b>避難行動判定フロー</b>          ハザードマップと合わせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたものです。  <b>避難情報のポイント</b>          「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等を分かりやすく簡潔に解説したものです。</p>		つくば市
<p><b>避難所に避難される方へ</b>          避難所に避難する場合の流れや、ルールなどについてまとめています。</p>		つくば市
<p><b>感染症と災害 - どうする？避難 -</b>          感染症流行時の避難における留意事項についてまとめています。</p>		つくば市
スマホ用アプリにもいろいろな情報収集ツールがあります		
<p><b>Yahoo!防災速報</b>          地震、津波、豪雨など、災害情報をいち早く配信しており、Jアラート(弾道ミサイル情報など)にも対応しています。          地震、台風の雨、警報、避難勧告などを、自宅、実家、勤め先など国内最大3地域の災害速報を受け取ることができます。</p>	アプリストアで 検索 🔍	ヤフー株式会社
<p><b>NHK ニュース・防災</b>          ニュースに加えて、所在地や設定地域の天気予報や雨雲データマップ、災害情報、避難情報を閲覧でき、災害情報はプッシュ通知でも配信されます。</p>	アプリストアで 検索 🔍	日本放送協会